

総政企第145号
令和2年7月31日

統計委員会委員長
北村行伸 殿

総務大臣
高市早苗

統計法の施行状況について（報告）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第55条第2項の規定に基づき、令和元年度における同法の施行の状況のうち、基本計画関連事項について別添のとおり統計委員会に報告する。

別添

令和元年度（2019年度）

統計法施行状況報告

＜基本計画関連事項編＞

令和2年7月31日

総務省

政策統括官
（統計基準担当）

はじめに

「令和元年度（2019年度）統計法施行状況報告」（以下「本報告」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、令和元年度（2019年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネット等を通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

本報告は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を踏まえ策定された第Ⅲ期基本計画が開始されて以降、2回目の取りまとめとなる。

今回の基本計画関連事項編は、本報告のうち、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和2年6月2日閣議決定）に関連する事項について取りまとめたものである※。

※ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」は平成30年3月6日に閣議決定を行ったが、平成31年1月に明らかとなった統計の不適切事案を受けた新たな取組を盛り込むため、令和2年6月2日に再度閣議決定を行った。なお、本報告は、令和元年度中の状況を取りまとめたものであり、令和2年に追加した新たな取組に係る事項は今回の報告の対象に含まれていない。

なお、構成は2部構成としており、それぞれの内容は以下のとおりである。

第1部：令和元年度における主な統計行政の動きを概括したもの

第2部：基本計画の内容や進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの

また、法の施行状況のうち、公的統計の作成状況など、法の施行状況に係る一部の報告事項については、新型コロナウイルス感染症の影響のため、後日、取りまとめの上、報告する予定である。

目 次

第1部 令和元年度（2019年度）における統計行政の主な動き	1
1 統計法の改正について	3
2 統計委員会における再発防止策について	3
3 統計改革推進会議統計行政新生部会における総合的な対策について	4
4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の一部変更について	4
5 毎月勤労統計調査への対応について	5
6 資料編	7
資料1 統計法の概要	9
資料2 統計改革に係る統計法等改正状況	11
資料3 公的統計の総合的な品質管理を目指した取組について（概要）	12
資料4 統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～	14
資料5 「公的統計基本計画」の変更について	15
第2部 基本計画	17
1 基本計画	19
(1) 基本計画に関する法施行状況報告	19
(2) 第Ⅲ期基本計画の概要	20
2 取組状況	20
(1) 全体の状況	20
(2) 令和元年度（2019年度）の主な取組実績	21
3 別編[基本計画 事項別推進状況]	25
「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」関係	26
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	26
「第3 公的統計の整備に必要な事項」関係	70
「第4 基本計画の推進」関係	96
4 資料編	103
資料1 民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計の概要	105
資料2 行政記録情報等の統計作成への活用状況	106
資料3 オンライン調査の推進状況	110
資料4 統計関連業務の民間委託の状況	114
資料5 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況	116
資料6 調査の概要等のe-Statへの登録状況	116
資料7 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和元年度フォローアップ（取組別の状況）	118

第1部

令和元年度（2019年度）における 統計行政の主な動き

第1部 令和元年度（2019年度）における統計行政の主な動き

1 統計法の改正について

統計改革推進会議の「最終取りまとめ」（平成29年（2017年）5月）を踏まえ、統計の改革として、公的統計の効率的な作成及び調査票情報の活用を図るため、法の一部改正が行われた（平成30年（2018年）6月1日公布。令和元年（2019年）5月1日施行）。

この中では、①行政機関等の責務等の規定設置、②事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大、③調査票情報の提供対象の拡大、④統計委員会の機能強化等が行われた（詳細は資料1・2参照）。

2 統計委員会における再発防止策について

平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、公的統計に対する信頼回復が喫緊の取組として求められることとなった。

このため、統計委員会は、同年1月30日に点検検証部会を設置し、不適切事案の再発防止、政府統計の品質向上等を目的とした点検検証を行った。

その結果、基幹統計調査や一般統計調査において、当初の計画どおり行われていないものが多数見られるなど、統計行政のガバナンス上の問題が確認された。

これを受けて統計委員会は、第一次再発防止策として「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年（2019年）6月27日）を取りまとめた。なお、令和元年度（2019年度）末時点において、以下の取組が行われた。

表1 「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」に関する検討状況

建議の記載	令和元年度（2019年度）末時点の検討状況等
・PDC Aサイクル、分析的審査等に必要となる体制（分析的審査担当官等）を、所管統計の重要性や数・調査実施回数に応じて、各府省統計幹事の下及び総務省（統計委員会の事務局、政策統括官室）に速やかに配置する。	・令和元年（2019年）7月に統計分析審査官を内閣官房（統計改革推進室）に配置した。統計分析審査官は各府省に派遣され、分析的審査等に必要となる体制強化を行った。また、今後も実施が予定される全ての統計調査について、基礎的審査及び分析的審査の導入の有無を確認し、基礎的審査が導入されていない統計調査について、基礎的審査の導入計画を策定した。 ・PDC Aサイクルによるガバナンス確立の具体化に向けて、統計企画会議の下に各府省の実務者レベルのWGを設置し、配置された分析審査官とも連携して検討を進めているところ。
・一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計について、統計幹	・一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計について、各府省の取組状況を取りまとめ、令和2年（2020年）1月23日の点検検証

<p>事の下で、対応方針に沿って、改善を進める。このうち「調査計画の変更を要しない手順・手続の誤り」については、速やかに改善を実施し、総務省を通じて統計委員会に報告する。</p>	<p>部会において確認・審議の上、1月24日の統計委員会において報告を行った。</p>
---	---

さらに、統計委員会は、個別統計の課題を中心に重点審議を行い、その結果を踏まえ、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日）を取りまとめた^(注1)（詳細は資料3参照）。

3 統計改革推進会議統計行政新生部会における総合的な対策について

公的統計は、統計部局のみならず、それ以外の政策部局においても多数作成されており、公的統計の品質向上には、統計部局、政策部局を問わず、政府全体としての対応が必要という認識の下、統計改革推進会議の下に統計行政新生部会が設置された。

同部会は、令和元年（2019年）9月4日以降、計5回開催され、結果は「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日）として、今後の統計行政の在り方に関する総合的な対策が取りまとめられた^(注2)（詳細は資料4参照）。

その中では、提言された取組について改革工程表を作成して着実に実行するとともに、特に重要なものについて、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年（2018年）3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）を改定して盛り込むことが求められた。

4 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の一部変更について

第Ⅲ期基本計画は、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を踏まえ、平成30年（2018年）3月6日に閣議決定された。

しかしながら、「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」における再発防止策や「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」における提言を踏まえ、新たな取組を盛り込むため、第Ⅲ期基本計画の一部の変更が、令和2年（2020年）3月16日に統計委員会に諮問された^(注3)。

(注1) 「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年9月30日統計委員会）（https://www.soumu.go.jp/main_content/000647066.pdf）

(注2) 「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/20191224_shinsei_honbun.pdf）

(注3) 諮問第139号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」（令和2年3月16日資料3-2）（https://www.soumu.go.jp/main_content/000675898.pdf）

変更案については、統計委員会企画部会において、同日以降、計4回審議され、同年5月1日に、記載の趣旨を明確にする等の観点から一部修正を行った上で、適当との答申がなされた^(注4)。

この後、第Ⅲ期基本計画の一部変更については、同年6月2日に閣議決定された（詳細は資料5参照）。

5 毎月勤労統計調査への対応について

平成30年度（2018年度）に判明した毎月勤労統計調査における不適切事案については、令和元年度（2019年度）に統計委員会において、主に遡及推計等に係る統計技術的・学術的観点からの審議が継続的に行われた（令和元年度（2019年度）は計11回開催）。

(注4) 諮問第139号の答申「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について（令和2年5月1日）（https://www.soumu.go.jp/main_content/000686050.pdf）

第 1 部

【資料編】

資料 1 統計法の概要

1. 目的 (第1条)

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに鑑み、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備 (第2条～第31条)

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置付け
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定（おおむね5年ごとに変更）
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査（基幹統計調査）における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計の作成方法について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計の品質を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護 (第32条～第43条)

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供（オーダーメイド集計）や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報（匿名データ）の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応（提供の対価として手数料を徴収）
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置 (第44条～第51条)

- ・ 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議、基本計画案等に対し意見を述べること、基本計画の実施状況に関する勧告など法律の定める事項を処理するために、専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を総務省に設置することにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進
- ・ 幹事（総務省及び関係行政機関の職員のうちから任命）を設置し、委員、臨時委員及び専門委員を補佐

5. 罰則等

○ 雑則 (第52条～第56条の2)

- ・ 公的統計の利用者の利便を図るため、統計の所在情報の提供を義務化
- ・ 法の施行状況を統計委員会に報告するとともに公表

○ 罰則 (第57条～第62条)

- ・ 行政機関が行う統計調査秘密漏えい等に関する罰則や統計調査事務の受託者に対する罰則

資料2 統計改革に係る統計法等改正状況

年月日	主な改正状況
平成30年3月6日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案」閣議決定、第196回通常国会提出
平成30年5月17日	・衆議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月18日	・衆議院本会議において可決〔賛成多数〕
平成30年5月24日	・参議院総務委員会において可決〔賛成多数〕
平成30年5月25日	・参議院本会議において可決・成立〔賛成多数〕
平成30年6月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」公布 ※統計委員会の機能強化に関する改正規定については公布日施行
平成30年8月31日	・「統計委員会令の一部を改正する政令（平成30年政令第247号）」公布・施行
平成30年12月21日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第345号）」公布 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」公布
平成31年2月22日	・「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」公布
平成31年3月29日	・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」公布 ※一部の改正規定については公布日施行
平成31年4月23日	・「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示第203号）」公布
令和元年5月1日	・「統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号）」全面施行 ・「統計法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第346号）」、「統計法施行規則の一部を改正する省令（平成31年総務省令第9号）」及び「調査票情報の提供等に係る依頼書等の様式を定める件（平成31年総務省告示203号）」施行 ・「独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令第33号）」全面施行

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（概要）

第一部 公的統計の総合的品質管理を目指して

令和元年9月30日
統計委員会

1. 統計作成プロセスの適正化

① PDCAサイクルによるガバナンスの確立

- ・各省は、調査実施後に統計幹事の下で調査計画の履行状況、利活用状況等を点検・評価
⇒ 結果を踏まえ、マニュアルや調査計画の改善、利活用が低調な調査の廃止等の措置
- ※総務省（統計委員会）は、点検・評価結果を確認して改善を要求。計画承認審査は重点化

② 統計作成プロセスの適正化

- ・ICTの活用により誤りが発生しにくい業務プロセスへの見直し（オンラインによる調査、業務処理、エラーチェック等）
- ・調査担当から独立した分析的審査担当官を配置（調査結果の分析的審査、調査設計変更時の影響分析、誤りの原因分析・再発防止の検討状況の管理）。統計委員会と協力連携して活動
- ・調査現場の業務履行状況を国が直接確認する取組（コンプライアンスチェック等）の推進

③ 情報開示による外部検証可能性の確保

- ・調査計画をインターネットに掲載。標本抽出、復元推計の方法等を参考情報として記載
- ・統計の利活用拡大（調査票情報の2次利用促進、利用しやすいデータ形式による提供等）

2. 誤り発生への対応

- #### ① 結果数値に関する外部からの疑義照会や、誤り発見時の対応ルールの策定（報告様式、原因分析、再発防止策の検討、速やかな訂正）

② 行政利用の事前把握（統計のリコール制度）

- ・EBPM委員会を通じ各統計の利活用状況を把握。誤り発見や調査変更時の連絡ルール策定

- #### ③ 数値誤り発見時に再集計できるよう、データ保存ルールを整備し適正な運用を担保

3. 調査実施基盤の整備

① 各省の体制の確保

- ・PDCA、分析的審査体制の速やかな整備。社会経済情勢の反映、ICTや行政記録情報の活用等を担う企画担当や、統計リテラシーが低い政策部局の相談・支援窓口を整備。統計業務経験者の配置、研修等による人材の計画的育成。都道府県の統計専任職員の確保

② 情報システムの適正化

- ・毎月勤労統計等のシステムは、改修が容易なシステムへの計画的な移行を早急に検討

- #### ③ 統計の専門機関（統計局、統計研究研修所、統計センター）による各省支援（相談・支援窓口の設置、各省への人材派遣、研修生の受入れ、共同調査、受託調査等）

※第一部は、6月の建議に、状況変化に応じた加筆訂正を行ったもの

第二部 重点審議結果（改善策等の具体化に当たり踏まえるべき留意点等について）

重点審議について

- ・本年6月の再発防止策の内容を踏まえ、課題の重要性や発生頻度等を勘案して選定した個別テーマについて、再発防止や品質改善に向けた留意点等を得るとの観点から、掘り下げた審議を実施

重点審議結果

① 毎月勤労統計調査

- ・厚生労働省における事案の重大性再認識、再発防止徹底
- ・利用者への適正な情報提供及び外部検証可能性の確保
- ・業務の可視化と実効あるガバナンスの確立
- ・「ブラックボックス化」した業務システムからの脱却
- ・結果の推計・復元に必要な各種データ等の永年保存化
- ・業務高度化に対応できる統計人材の計画的な確保・育成

② 最低賃金に関する実態調査

- ・省内の政策部局と統計部局との緊密な連携・相談の実施
- ・長らく変更されていなかった調査設計等について、統計技術的観点からの検証、見直し
- ・これまで開示されていなかった基本情報について、ホームページなどでの公開

③ 労務費率調査

- ・復元推計をしていなかった集計表を利活用実態に基づき廃止、調査事項削減

④ 学校基本調査（システム変更の柔軟性）

- ・軽微な調査事項変更であっても変更が容易ではない現行システムを改め、民間事業者の作業を理解・管理し得る職員の継続配置を含め、柔軟な調査項目の変更が可能な体制を実現

⑤ プログラムミスによる統計数値の誤り発生の防止

- ・民間事業者によるプログラムミス防止のため、仕様書や指示書等による作業内容の明確化・具体化、プログラムテスト等による業務履行状況の確実なチェック等を推進

統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～

提言の基本的な考え方

※毎月勤労統計問題や恒常的公表遅延等の課題について、統計委員会等の提言を踏まえた総合的対策を検討

- 政府統計に関わる全ての職員（統計部局のみならず政策部局含む）が統計作成職員、人材等リソース確保を担当する官房職員含むが一体で取り組むべき総合的対策を提言（長期的課題を含む）
- 体制やルールの整備にとどまらず、人間は弱く誤りやすいという「性弱説」の下、効果的な民間事例も参考に、組織風土や職員意識の改革といった内面に働きかける対応も行い、ミスや事案の発生そのものを抑制

統計行政8つのスタートメント(PRACTICE)

- ① 高い品質の統計を安定的に提供するため、適切な作成プロセス (Process)の確立を
[平時の備え]
[事案発生時の対応]
- ② 問題発見に努め、速やかに改善 (Recovery)を
[仕事の見直し]
- ③ 変化に対応 (Adaptation)した統計自体の見直しを
[職場風土・意識]
- ④ 統計の重要性と社会的影響についての意識 (Consciousness)を大切に
[組織ガバナンス]
- ⑤ 統計部局のリーダーシップの下で協働し、政府一体 (Togetherness)となった統計整備を
[人材育成]
- ⑥ 政府統計のプロフェッショナルとして、専門性の向上 (Improvement)を
[利用者・報告者重視]
- ⑦ 国民とのコミュニケーション (Communication)を大切に
[技術の開発・利用]
- ⑧ 報告者負担と品質の改善に向けて、官民の各種データの有効活用 (Effectiveness)を

政府統計をめぐる諸事案の要因は何だったのか

個々の統計行政について、それをとりに多く以下の要因が重なった場合に事案が発生するのではないかと

1. 職員へのプレッシャー
専門知識の不足、調査環境悪化等による職員のプレッシャー増
2. 問題事案が発生しても発見しにくい環境
各省幹部の関与が少ない、調査後の検証不十分、外部検証困難
3. 統計の品質管理・確保の重要性への認識
統計の意義・専門性の軽視、国民への影響に対する想像力の欠如

スタートメントの実現のための29のタスク

※部会では、統計委員会の提言を後押しするほか、主に以下の提言

- 第三者による統計作成プロセス監査の導入 < ① >
 - ・民間専門家や他省の実務家が第三者監査、BPRによる効率化
 - 統計行政の運営原則、職員行動理念の策定 < ④ >
 - ・職員の声をボトムアップで活用。統計職員が一堂に会する場の設定
 - 統計行政のハブ機能を強化して一体性確保 < ⑤ >
 - ・総務省統計局等、各省統計部局をハブ組織として体制等を整備し、各省間支援・省内支援
 - 統計データアナリスト等の業務資格を新設、必置化 < ⑥ >
 - ・省内統計の作成等に当たって資格者の配置を義務化。政策部局にも派遣して政策データの正確性確保。必要な体制を整備
 - ・専門性を評価した処遇の確保やキャリアパス
 - 3年間で政府統計の代替や補充に利用可能なPOS等のビッグデータ、行政記録を集中的に洗い出して活用 < ⑧ >
 - ・ < ● >の数字は対応するスタートメント
- 工程表策定、公的統計基本計画(閣議決定)を改定して推進

「公的統計基本計画」の変更について

＜背景・概要＞

- ▶ 統計法に基づき計画を策定。今回は、平成30年3月に策定した計画を変更するもの
- ▶ 不適切統計事案の発生を受けた統計委員会の「再発防止策」（R1.9）、統計改革推進会議統計行政新生部会の「総合的対策」（R1.12）における提言を受けて、新たな取組を盛り込むための一部変更
- ▶ 令和2年6月2日閣議決定

＜計画の変更内容（ポイント）＞

◎ 再発防止策・総合的対策の提言内容の盛込み

- ① **品質確保に向けた取組の強化**
 - ・ P D C A サイクルの確立、第三者監査の導入等を通じて、統計作成プロセスの改善を図る。
- ② **統計の重要度に応じたメリハリのある管理**
 - ・ 基幹統計とそれ以外の統計に係る範囲の再検討のほか、一般統計調査について重要度に応じた区分を行い、区分に応じた管理を行う。
- ③ **各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援**
 - ・ 総務省の統計部局が各府省を支援するとともに、各府省統計部局においても統計に係るハブ組織として省内支援を行う。
- ④ **専門性を有する人材の確保・育成**
 - ・ 統計業務資格保有者（統計データアナリスト等）の認定・活用により、各府省等の統計作成・データ利用の水準の底上げを図る。
- ⑤ **職場風土等の確立**
 - ・ 統計行政の目標及び価値を明らかにする統計行政の運営原則、統計職員の行動理念を策定する。

※ 総務省としては、政府統計全体のハブ機関として、「各府省の統計作成プロセスに対する支援」、「専門人材の派遣」、「統計データアナリストの育成」等の取組を通じて各府省をサポートしていく。

第2部 基本計画

第2部 基本計画

1 基本計画

(1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項において、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないと規定されている。

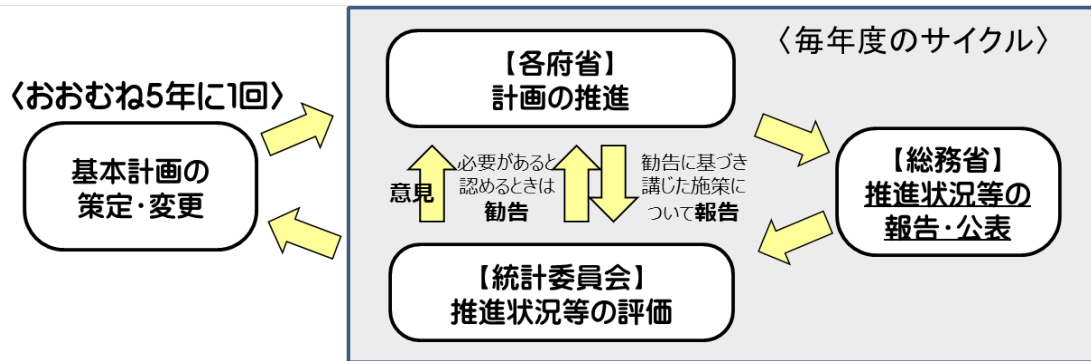
この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。このため、総務大臣は、毎年度、法施行状況報告を取りまとめ公表するとともに、統計委員会へ報告することとされている。また、法第4条第7項において、統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができることとされており、同条第8項において、総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないとされている。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。計画期間：平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで。以下「第Ⅰ期基本計画」という。）は、平成21年（2009年）3月に閣議決定されたが、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、第Ⅰ期基本計画を変更した計画として、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。計画期間：平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）まで。）が、平成26年（2014年）3月に閣議決定された。

その後、経済財政諮問会議や統計改革推進会議が示した統計改革の方向性を確かなものとするため、第Ⅲ期基本計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで。）が1年前倒しで策定された。

さらに、平成31年（2019年）1月に明らかとなった統計業務の不適切事案を発端として、統計委員会において「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（建議）」（令和元年（2019年）9月30日）が、統計改革推進会議統計行政新生部会において、「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」（令和元年（2019年）12月24日）が取りまとめられたことを踏まえ、第Ⅲ期基本計画に新たな取組が追加された（令和2年（2020年）6月2日閣議決定）。

図1 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



(2) 第Ⅲ期基本計画の概要

第Ⅲ期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合は、第Ⅲ期基本計画を指す。）は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、平成30年度（2018年度）からおおむね5年間に各府省が講ずべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進などの「公的統計の整備に関する事項」と行政記録情報等の活用などの「公的統計の整備に必要な事項」が計184事項掲載されている。

なお、令和2年度（2020年度）の基本計画の変更により、別表には品質確保に向けた取組の強化等に関する19事項が追加されている。

2 取組状況

(1) 全体の状況

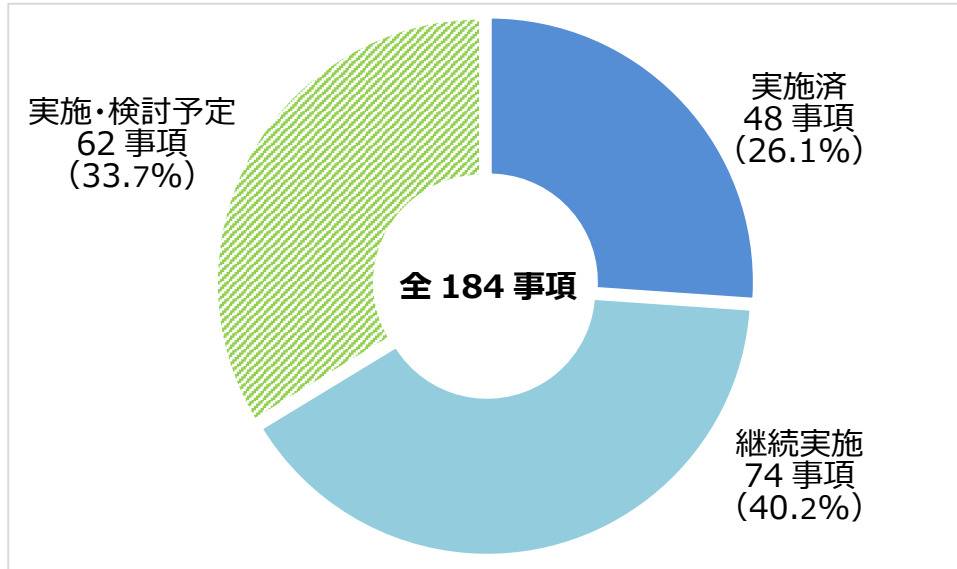
令和元年度（2019年度）は、基本計画の進捗状況を的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた184事項について、各府省から自己評価を含む取組実績の報告を受けることとした。

その内容を見ると、令和元年度（2019年度）末までに実施済みの事項（実施済）は48事項（184事項のうち26.1%）、毎年度継続的な取組が必要な事項（継続実施）は74事項（同40.2%）となっており、実施済と継続実施を合わせると122事項（同66.3%）となっている（図2参照）。

また、令和元年度（2019年度）末までには実施に至らなかったものの、今後実施・検討予定の事項は62事項（同33.7%）となっており、引き続き令和2年度（2020年度）以降の進捗が見込まれる。

なお、本報告において、これまでの検討の結果、基本計画に沿った措置の実施が困難な事項は報告されなかった。

図2 基本計画別表184事項の進捗状況（令和元年度（2019年度））



注1) 進捗状況は、各府省からの報告による。

2) 一つの事項の中で、複数の取組が求められており、取組によって進捗状況が異なる場合は、進捗度合いが最も高い区分に整理（実施済48事項のうち、実施済及び継続実施が2事項、実施済及び実施・検討予定が8事項）

（2）令和元年度（2019年度）の主な取組実績

基本計画別表記載事項に関する各府省の個別の取組実績のうち、主なものは、表2のとおりである。

なお、令和元年度（2019年度）における全事項の取組実績については、『3 別編[基本計画 事項別推進状況]』に掲載している。

表2 令和元年度（2019年度）における各府省の主な取組実績

基本計画の記載（概要）	主な取組実績
<p>【基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実】</p> <p>◇ 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。</p> <p>◇ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表</p>	<p>⇒ 非住宅の売買取引の仲介手数料については、国土交通省が作成している不動産価格指数の推計に利用しているデータ等を用いて推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。＜国土交通省＞</p> <p>⇒ 研究開発（R&D）への対応等については平成27年（2015年）産業連関表に反映させるとともに、統計表の公表後、自</p>

<p>と国民経済計算の整合性を図ることについて検討する。</p>	<p>社開発ソフトウェアについては参考表の作成に取り組んだ。＜産業連関表作成府省庁＞</p>
<p>【人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備】</p> <p>◇ 国勢調査の調査方法について、平成27年（2015年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、令和2年（2020年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。</p> <p>◇ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する令和2年（2020年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。</p>	<p>⇒ 令和元年度（2019年度）においては、広報効果をより高めるため、訴求対象及び訴求内容についての検証を行った。令和2年度（2020年度）では、検証結果を踏まえ、若年層を対象とした広報媒体を活用の上、調査の周知及びオンライン調査への誘導を図るための効果的な広報を実施する予定。</p> <p>オンライン調査の利用促進方策に当たっては、平成27年（2015年）調査時に地方公共団体で実施されたオンライン推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体と共有することで、地域の創意工夫を活かした取組の実施を支援した。</p> <p>地方公共団体の事務の負担軽減方策に当たっては、平成27年（2015年）調査から行っている、民間事業者に郵送提出された調査票の一括処理の迅速化を図るなど、負担軽減方策の更なる拡充を行った。＜総務省＞</p> <p>⇒ 国勢調査の広報については、国勢調査100年に関する取組の一環として、100年記念ロゴマーク、広報用パンフレット「国勢調査100年のあゆみ」等を作成し、国勢調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求めていく取組を実施した。また、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を令和元年（2019年）から開始し、より一層の調査の正確かつ円滑な実施を図った。＜総務省＞</p>

<p>【教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備】</p> <p>◇ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。</p> <p>◇ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。</p>	<p>⇒ 令和2年度（2020年度）調査から「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保した統計を提供する。＜文部科学省＞</p> <p>⇒ 調査項目の重複が確認された職種別従事者数については、学校基本調査の調査項目を維持し、社会福祉施設等調査の調査項目を削除するという方針で厚生労働省と合意し、調査項目の重複が解消した。＜文部科学省＞</p>
<p>【働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備】</p> <p>◇ 賃金構造基本統計調査について、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。</p>	<p>⇒ 令和2年（2020年）調査から、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」及び「専門学校」に細分化するよう変更する。</p> <p>また、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更する。＜厚生労働省＞</p>
<p>【交通関連施策に必要な統計の改善】</p> <p>◇ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS^(注)データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。</p> <p>(注) 輸出入・港湾関連情報処理システム (Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)</p>	<p>⇒ 港湾調査について、①貨物形態別集計等の集計事項の充実、②政府統計オンライン調査総合窓口（e-Survey）の導入、③主要港に限定した速報値の公表及び④調査対象港湾等、調査計画を変更し、令和2年（2020年）1月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。</p> <p>また、毎年開催している基幹統計調査「港湾調査」に関する打合せ会議等において、行政記録情報の活用について一層の推進を図っている。＜国土交通省＞</p>

3 別編[基本計画 事項別推進状況]

※ この「別編」には、原則として、基本計画別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の令和元年度（2019年度）における推進状況（取組実績）を掲載しているが、その他、基本計画本文の記述で別表に具体的施策が記載されていないもののうち、特にフォローアップが必要と考えられる事項についても推進状況（取組実績）を掲載している。

※ 「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。

※ 「実施済等の別」欄の各類型は、令和元年度（2019年度）末時点での検討状況及び進捗状況に対する各府省等の自己評価の結果を表す。各類型の内容は以下のとおりである。

- ・実施済 : 令和元年度（2019年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもの
- ・継続実施 : 基本計画で求められている事柄の性質上、期限は設けられていないが継続的・段階的な措置・取組が必要なもの
- ・実施・検討予定 : 令和元年度（2019年度）末までに実施済には至らなかったものの、引き続き実施・検討が行われるもの

※ 「令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【 】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。

[基本計画 事項別推進状況]

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第1 3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 障害者統計については、平成29年度（2017年度）中に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実を図ることを盛り込むべく検討が進められている。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めており、同条約の第1回日本政府報告では、データ・統計の充実を課題として掲げ、改善に努める旨を記載している。これらの施策上のニーズ等を踏まえ、障害者統計の充実を図る。</p>	(各府省)	-
第2 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。	総務省	平成31年(2019年)から実施する。
	◎ 家計統計について、調査結果の補正方法に係る研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 消費動向指数（CTI）について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き開発・精度向上に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補完方法の改善方法について結論を得る。	財務省	平成30年度(2018年度)中に結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 障害のある者と障害のない者との比較を可能とするための障害者統計の充実に向けて、学識経験者及び関係府省の者を構成員とする検討チームの下、「令和元年度障害者統計の充実に係る調査研究事業」を行い、報告書を取りまとめた。 【内閣府、総務省及び厚生労働省】 	-
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）1月から段階的に、スマートフォン・タブレットでの回答も可能な、レシート読取機能を実装したオンライン家計簿を導入し、令和元年（2019年）12月に全ての地域に導入完了。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 新旧家計簿別の家計収支の状況を集計するとともに、家計簿改正による集計値への影響を推計し、平成30年（2018年）1月分結果以降、対前年同月増減率等について当該変更の影響による変動を調整した「変動調整値」を公表している。なお、影響を調整した推計値と元の集計値との差である調整額も公表している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 消費動向指数について、更なる速報性と精度向上に向けた課題を整理し、産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）において検討を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> （欠測値補完方法） 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別については、両者を区分して把握することとする。なお、データ記録の区別については、必要な予算措置やシステム改修の後に対応することとする。 また、欠測値補完に関して、EDINET等の外部情報の活用実績のある他統計の事例研究を行うとともに、EDINET情報の現状把握と体系的な活用について検討した。その結果、年次別調査の審査事務及び計数照会事務において、EDINET情報（有価証券報告書）等をより一層活用することにより、調査結果の精度向上に取り組むこととする。 さらに、学識経験者を交えた研究において、欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データを利用することの有効性が認められたところであるが、実際の導入に当たっては、対象とする過去データの範囲など、更なる検討が必要とされた。そのため、令和元年度（2019年度）も引き続き学識経験を交えた研究会を開催し、利用する過去データの範囲について検討を行っているところである。 （調査票の督促方法） 平成30年度（2018年度）から外部委託督促において、企業が集中している一部地域の督促を1日長く実施している。また、回収率向上方策の1つとして掲げられている「国民に対する回答義務の周知」に関して、一部財務局の調査票発送用封筒に試行的に記載し、効果を検証することとした。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 法人企業統計調査について、オンライン調査システムにおける電子調査票の仕様を一般に公開するなどして、民間の会計ソフトとの連携を強化し、報告者負担の軽減を図ることにより、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進する。	財務省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	◎ 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、QEの1次速報に間に合うように一部早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ試験的な調査を実施し、検証する。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る。	財務省、内閣府	平成31年度(2019年度)から試験的な調査を実施し、検証を開始する。 平成34年度(2022年度)末までのできるだけ早い時期に結論を得る。
	◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用者数等による層化抽出を検討し、結論を得る。	財務省	平成34年度(2022年度)までに結論を得る。
	○ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認された場合には必要な改善策を早期に検討する。	国土交通省	必要な改善策の検討を行い、平成31年度(2019年度)中に結論を得る。
	◎ 公的固定資本形成について、QEと年次推計とのかい離の原因について検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討する。	内閣府	早期に結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 民間の会計ソフト会社に電子調査票の仕様を公開するとともに協力依頼を行った。また、電子調査票に会計ソフトから出力された回答データを自動で取り込む連携機能を追加することにより、報告者負担の軽減を図るとともに、回収率の向上や集計事務の迅速化を推進した。 （連携機能については年次別調査は平成30年度（2018年度）下期調査から、四半期別調査は平成31年（令和元年（2019年））4-6月期調査から実装） 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 試験的な調査について、内閣府と調整を行いつつ、学識経験者を交えた検討を踏まえ、調査計画を策定した。また、報告者負担などの観点から、調査計画案について、経済団体連合会に意見を求めるとともに協力要請を行った。平成30年（2018年）6月に「法人企業統計調査附帯調査（四半期別GDP速報（1次速報）のための一部項目早期調査）」として総務大臣から一般統計調査の承認を得て、令和元年（2019年）4-6月調査から調査を実施している。調査結果については、内閣府へ提供し、情報共有を行っている。 今後、令和4年度（2022年度）末までのできるだけ早い時期に、内閣府と協力し、附帯調査の結果を反映した場合におけるQE推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの標本抽出方法の見直しとして、売上高や雇用者数等による層化抽出を行なうためには、母集団名簿に売上高や雇用者数等に関する情報が含まれている必要があるが、法人企業統計で使用している母集団名簿には、これらの情報が含まれていない。層化抽出を行なうためには売上高や雇用者数等に関する情報を含む事業所母集団データベースの活用が前提となる。しかしながら、法人企業統計調査と事業所母集団データベースには乖離が生じているため、総務省と協力して、令和3年度（2021年度）末までに乖離を改善するための方策を検討することとしている。 平成30年度（2018年度）は令和元年度（2019年度）経済センサス-基礎調査で使用する母集団情報の検討状況について総務省と情報を共有した。 令和元年度（2019年度）は、総務省において経済センサス-基礎調査を実施したところであり、今後総務省と協力してその結果を踏まえた検討を行う予定。 また、上記検討の後、学識経験者を交えた「法人企業統計研究会」において、具体的な標本抽出方法の見直しについて検討を行い、令和4年度（2022年度）までに結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性については、必要な改善策の検討を行い、SUTタスクフォースへの報告を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）3月の第10回国民経済計算体系的整備部会において、公的固定資本形成について、QEと年次推計とのかい離の原因について検証を実施し、基礎統計である建設総合統計と決算書の整合性が向上されれば、かい離の縮小に資することが期待されることを報告。 基礎統計における改善策の検討を踏まえ、必要な改善策を検討する。 	実施済（かい離の検証について）及び実施・検討予定（改善策の検証について）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 再投資収益について、内閣府の協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について検討する。また、「居住者間取引を挟む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、検討する。	財務省、内閣府	平成31年度(2019年度)を目途に結論を得る。
	○ QE及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(QE、年次推計)において提供するデータの差異を縮小することが重要である。このため、平成27年度(2015年度)以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及びその活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。	内閣府、総務省、経済産業省、関係府省	財については平成31年(2019年)年央までに検証し、33年(2021年)末までに結論を得る。サービスについては平成32年(2020年)年央までに検証し、34年(2022年)末までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。
	○ 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度(2017年度)に開始した包括的な研究を推進するとともに、建設(市場価格取引ベース)及び小売サービス(マージン)の価格の把握手法について、日本銀行が国土交通省の参画を得て行う共同研究の成果及び日本銀行が総務省・経済産業省等からデータ・関連情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告する。	内閣府、関係府省	平成34年度(2022年度)までに実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）6月の国民経済計算体系的整備部会において為替市場課長から見直し案を説明し、同部会の了承を得た（同月の統計委員会にて報告）。令和2年（2020年）9月速報（同年11月10日公表予定）時から新たな計上手法に沿って公表できるよう対応中。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 財については令和元年（2019年）年央までに検証するとしていたところであるが、平成30年（2018年）7月の第11回国民経済計算体系的整備部会で、当該検証を早急に実施すべきとされたことを踏まえ、既存データによる暫定分析を関係府省に早急に提示の上、同年10月の同部会にて報告を行った。その上で、基礎統計のデータの差異に由来する一次年次推計と二次年次推計との改定差が大きい上位品目を特定（平成31年（2019年）4月の第15回同部会にて報告）し、これらの改定差が中長期的に縮小されるよう、産業統計部会とも連携しながら、新たな枠組みで推計・検証を実施中。【内閣府】 統計委員会及び内閣府からの検討課題について検討し、令和元年（2019年）6月14日及び令和2年（2020年）3月17日に開催された国民経済計算体系的整備部会において、工業統計調査と経済産業省生産動態統計調査の精査等について説明し、関係府省と協議を実施した。今後も統計委員会及び内閣府等との調整に適切に対応する。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭サービスの把握の可否については、葬儀サービス及び結婚式場サービスについて、関係団体の協力を得て市場動向や、実査可能性等を検討するとともに、有識者の意見等を踏まえ、次期基準改定において、葬儀料を新たな品目として採用することとした。令和元年（2019年）8月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告。インターネット販売価格については、近年の消費者のインターネットを利用した購入割合の状況や有識者の意見を踏まえ、次期基準改定において、テレビなどの教養娯楽用耐久財及び旅行サービス（航空運賃、外国パック旅行費、宿泊料）についてインターネット販売価格を採用することとした。令和元年（2019年）8月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 有識者の意見を踏まえながら、国内外の情報収集や借家家賃の経年変化率に関する試算を含む研究分析を行い、平成30年（2018年）3月及び同年7月に統計委員会（国民経済計算体系的整備部会）に報告するとともに、同月にこれまでの研究成果を取りまとめて公表するなど、次期基準改定に向けた検討を進めている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護の分野は、令和元年度（2019年度）5月の統計委員会において医科レセプトのサンプルデータ等によるデフレーターへの試算結果を報告した。その後同報告を踏まえ、推計精度の向上を目的に、厚生労働省に特別抽出形式のレセプトデータの提供を依頼し入手した。また、データ入手に至るまでの間に、推計方法やレセプトデータの利用上の課題などについて調査を進めている。教育の分野は、引き続き、産出数量法（細分化アプローチ）による推計方法について、欧州、北米等の推計方法も参考に調査を進める。【内閣府】 建設物価については、総務省（統計委員会担当室）、日本銀行のほか、日本大学や一橋大学の学識者が参画する共同研究において、北米・欧州での統計作成事例の調査結果を踏まえた価格指数の作成手法の比較・検討を行った上で、国土交通省から提供を受けた建築着工統計の個票データを用いて層別化アプローチ及びヘドニック・アプローチによる市場価格取引ベースの価格指数の試算を実施した。なお、一連の研究成果については、平成30年（2018年）12月の統計委員会企画部会主催ワークショップ及び平成31年（2019年）3月の統計委員会において報告を行った。【総務省】 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 毎月勤労統計について、平成34年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を30年度(2018年度)以降も継続して公表する。	厚生労働省	平成34年(2022年)1月までに実施する。
	◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計統計、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、Q Eの推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計の可処分所得及び貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。	内閣府	平成30年度(2018年度)中に実施する。
	◎ 生産面及び分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
イ 生産面を中心に 見直した国民 経済計算への 整備	◎ 国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成30年度(2018年度)の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、平成33年(2021年)経済センサスの試験調査(平成31年度(2019年度)実施予定)やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討し、大枠を固める。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、現在移行期間中である。また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も引き続き公表していくこととしている。 更なる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）からローテーション・サンプリングを導入している（現在移行期間中）。これに伴い、調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるようにしており、また、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（2020年度）を目途に予定されている国民経済計算の基準改定に向け、国内家計最終消費支出及び民間企業設備における統合比率の再推計に係る検討を引き続き行う。令和2年度（2020年度）に、再推計の結果を統計委員会に報告する予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、国民経済計算体系的整備部会において推計方法や試算結果等の報告を行い、了承を得た。平成31年（2019年）1 - 3月期（令和元年（2019年）8月公表）より、家計可処分所得・家計貯蓄率四半期別速報を参考系列として公表している。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、生産側・分配側GDPの四半期速報の参考系列としての公表の取扱いについて、国民経済計算体系的整備部会において、推計結果や試算結果等の報告を行ってきた。 生産側GDPの四半期速報については、令和2年（2020年）3月の第20回同部会において、推計上の技術的枠組みは固まり、「一定の精度を確保した生産面の四半期別GDP速報の推計は可能」との結論を得た。これを踏まえ、今後実務面の課題について検討を進める。分配側の四半期速報については、三面の整合性などの推計上の課題について、令和2年度（2020年度）に研究会を実施し、引き続き検討を進める。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）8月31日に内閣府から「基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠に向けた内閣府要望」の提示を受けた。当該要望や、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料、令和元年（2019年）6月20日産業連関表作成府省庁・内閣府決定）。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議における議論を踏まえ、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」を取りまとめた（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料）。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 基準年SUT・産業連関表の部門について、部門分類概念の整合性を前提としつつ、国内生産・需要額の大きさ、産業における生産技術の類似性、生産物の用途の類似性、産業・生産物の成長性及び国際比較可能性について、一定の客観的ルールを設定して検討を行う。その際、調査技術の工夫、報告者負担の抑制及び限られた統計リソースの適切な配分にも十分配慮する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までにルールを設定し、検討を継続する。
	○ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特性を踏まえて検討を推進し、平成30年度(2018年度)までにサービス分野について、35年度(2023年度)までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。	総務省	平成30年度(2018年度)までにサービス分野について、35年度(2023年度)までに全体について生産物分類を整備する。
	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計(建設総合統計)に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。	国土交通省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。
	○ 建築物リフォーム・リニューアル調査について、平成31年度(2019年度)作成予定の平成27年(2015年)産業連関表に取り込んだ上で、32年度(2020年度)を目途に予定されている次回の国民経済計算の基準改定に反映できるよう、遡及期間、遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整する。同調査の公表時期については、少なくともQE(2次速報)に活用できるよう、公表を早期化する。	国土交通省、産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表(平成31年度(2019年度))に取り込んだ上、次回基準改定に反映する。
	○ 建設工事施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 基準年SUT・産業連関表の部門について、一定の客観的ルールを設定して検討を行った（検討過程においては、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合や産業連関技術会議に提示）。これを踏まえ、基準年SUT・産業連関表の部門の考え方について、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」（平成31年（2019年）3月22日国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合資料、令和元年（2019年）6月20日産業連関表作成府省庁・内閣府決定）に盛り込んだ。現在、これに基づき検討を継続している。 	実施済（ルールの設定について）及び継続実施（検討について）
<ul style="list-style-type: none"> サービス分野の生産物分類（2019年設定）については、平成31年（2019年）3月までに取りまとめを行い、統計委員会に報告を行った上で、平成31年（2019年）4月25日に決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）し、公表した。令和元年度（2019年度）においては、サービス分野に引き続き、財分野の生産物分類を検討するため、学識経験者及び関係府省庁等から構成される「生産物分類策定研究会」を、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までに計6回開催した。同研究会では、まず財分野の生産物分類策定に際しての作業の進め方等について検討を行った。その上で、財分野の産業別に、順次、国内の既存統計における品目や、北米や欧州などの海外の生産物分類などを参考に、生産物分類の検討を進めている。 	実施済（サービス分野について）及び実施・検討予定（財分野を含めた全体について）
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会における精度検証結果や平成30年度（2018年度）に実施した試験調査の結果等を踏まえ、調査の名称を補正調査から建築工事費調査に変更するなど補正調査を全面的に変更する調査計画を申請し、令和2年（2020年）2月7日に総務大臣の承認を受けた。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）に実施した建設工事進捗率調査の結果を総合統計に反映するとともに、その結果をSUTタスクフォースにおいて報告し、建設総合統計の見直しを行った。今後、見直し後の補正調査の結果等を踏まえ、その活用可否について検討する。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 建築物リフォーム・リニューアル調査について、平成27年（2015年）産業連関表に反映し、平成17-23-27年接続産業連関表にも反映する予定である。同調査の公表時期については、平成30年（2018年）4月25日に総務大臣から同調査（一般統計調査）の変更承認を受け、平成30年度（2018年度）調査からQEの公表周期に合わせて、従前の半期毎から四半期毎に変更して実施しているところであり、令和元年（2019年）9月10日公表の令和元年度（2019年度）第1四半期受注分の調査から公表時期の早期化を行った。【国土交通省】 令和2年度（2020年度）を目途に予定されている国民経済計算の基準改定への反映に向け、遡及期間、遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間での調整を踏まえ、引き続き検討を行う。【内閣府】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会評価分科会からの指摘を踏まえ、引き続き精度向上に向けた見直しを行う。 	継続実施

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	◎ 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを用いた推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。	国土交通省	次回産業連関表作成時（平成31年度(2019年度)）までに結論を得る。
	○ 分譲住宅の販売マージンについて、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」（賃貸面積比率、空室率等）などの活用によって、精度向上を図ることを検討する。	国土交通省	次回産業連関表作成時（平成31年度(2019年度)）までに結論を得る。
	○ 医療の中間投入構造の把握のため、検討を行う。具体的には、医療経済実態調査（医療機関等調査）の、基準年のみならず中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。また、医療経済実態調査（医療機関等調査）の利活用に向けた検証及び内閣府から示された年次推計における医療分野の課題を踏まえ、当該調査の目的との整合性や調査項目が増えることによる回答率への影響を踏まえつつ、医療経済実態調査（医療機関等調査）、産業連関構造調査（投入調査）、ビジネスサーベイにおける調査項目見直しや拡充について検討する。病院・診療所は入院と入院外に区分したデータを保有しておらず、現在の部門分類に対応する投入調査は困難であるため、当面の対応としてレセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直しについて検討を進めるとともに、SUT体系への移行後における実測可能性のある部門分類の設定や、それに対応した費用項目の調査の在り方についても検討を行う。	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 非住宅の売買取引の仲介手数料については、国土交通省が作成している不動産価格指数の推計に利用しているデータ等を用いて推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 分譲住宅の販売マージンについては、「産業連関構造調査（不動産投入調査）」を活用して分譲住宅の販売マージンの推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。 非住宅不動産の賃料収入については、「法人土地・建物基本調査」（賃貸床面積及び空室率）を活用し推計を行い、平成27年（2015年）産業連関表に反映した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年（2015年）産業連関表の「医療（入院診療）」及び「医療（入院外診療）」の部門ごとの医薬品に係る投入係数について、推計方法の見直しの検討を行った。見直し後の推計方法による試算の結果、従前の推計方法を採用した場合と比較してアクティビティごとの特性に応じた投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。 また、令和2年（2020年）産業連関表における医療業・社会福祉事業等投入調査の企画に当たっては、SUT体系への移行も見据え、実測可能性のある部門について検討を行う。【厚生労働省】 医療の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と医療経済実態調査（医療機関等調査）を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。さらに、この検証作業における前提条件を精緻化して行った検証結果を令和元年（2019年）7月の第14回同会合にて提示。中間年推計の更なる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。【内閣府】 	実施済（レセプトデータ（社会医療診療行為別統計）などを活用した費用項目の推計見直し及び見直し後の推計方法による平成27年（2015年）産業連関表の作成について）及び実施・検討予定（SUT体系への移行後の部門設定・調査の在り方）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 社会福祉（国公立）についても社会福祉（非営利）と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に配慮しつつ、社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施を検討する。また介護事業経営概況調査を用いて平成27年（2015年）産業連関表の推計を行い、その精度を検証する。さらに、同調査については、中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補完について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。あわせて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	<p>○ 教育の中間投入構造の把握のため、地方教育費調査の項目拡充や調査対象サンプルを限定した特別調査（産業連関構造調査（投入調査）等）の実施等も含め、検討を行う。</p>	文部科学省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ウ 国際比較可能性の向上等	<p>◎ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて検討する。</p>	産業連関表作成府省庁	次回産業連関表作成時（平成31年度（2019年度））までに検討する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年（2015年）産業連関表の社会福祉（国公立）部門について、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方財政状況調査の民生費に係るデータの活用について、推計方法の検討を行い、第8回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）3月13日）に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。 また、平成27年（2015年）産業連関表において新設された「保育所」部門（従来、保育所については、「社会福祉（国公立）」「社会福祉（非営利）」「社会福祉（産業）」の3部門に含まれていた。）についても、社会福祉（国公立）部門についての指摘を踏まえ、費用構造の把握に当たり、活用可能な行政記録情報等の探索を行い、地方公共団体の決算書類のうち「歳入歳出決算事項別明細書」に係るデータの活用について、推計方法の検討を行い、同じく第8回SUTタスクフォース会合に報告し、当該データの活用について、同会合の了承を得た。 平成27年（2015年）産業連関表については、これら見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。 社会福祉（国公立）への投入調査の新規実施については、前述のとおり行政記録情報等の活用を図っているところ、投入調査の実施の要否については、推計結果の検証を行い、検討を行う。 平成27年（2015年）産業連関表の介護部門における投入係数の推計に当たり、介護事業経営実態調査結果に加え、新たに介護事業経営概況調査結果も用いることにより、産業連関表の作成対象期間前後の年度のデータを活用でき、投入係数の推計精度が一定程度向上する見込みと検証結果を得、第9回SUTタスクフォース会合（平成30年（2018年）6月18日）に報告を行い、同会合の了承を得た。平成27年（2015年）産業連関表については、見直し後の推計方法で作成し、第14回SUTタスクフォース会合（令和元年（2019年）7月29日）に推計結果を報告し、了承された。 【厚生労働省】 介護の中間投入比率推計の基礎統計等について、現行推計と介護事業経営概況（実態）調査を使用した場合を比較して、基準年間における中間投入比率の動きを検証し、国民経済計算体系的整備部会SUTタスクフォース会合にて検証結果を提示。中間年推計のさらなる精度向上に向けて、引き続き検討を行う。【内閣府】 	<p>実施済（行政記録情報の活用検討、介護事業経営概況調査を用いた平成27年（2015年）産業連関表の推計及びその精度検証、見直し後の推計方法による平成27年（2015年）産業連関表の作成）及び実施・検討予定（社会福祉（国公立）に係る投入調査の実施検討）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 教育の中間投入構造の把握に資するため、報告者負担を鑑みつつ、地方自治体の行政記録情報等（歳入歳出決算事項別明細書等）を活用することにより、公立学校に係る費用の内訳項目を推計した。 標本の大きさについて、引き続き検討を行う。 	<p>実施・検討予定</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自社開発ソフトウェアや研究開発（R&D）への対応等、2008SNA関係等で想定される課題については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、国民経済計算との整合性及び国際的な動向への対応について記載した。また、この整理に基づき、研究開発（R&D）への対応等については令和元年（2019年）6月の「平成27年（2015年）産業連関表」に反映させるとともに、統計表の公表後、自社開発ソフトウェアについては参考表の作成に取り組んだ。 	<p>実施済</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。	産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表作成時（平成31年度(2019年度)）までに結論を得る。国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。
	◎ 国民経済計算における娯楽・文学・芸術作品の原本（映画等）について、次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を進める。	内閣府	次回基準改定までに結論を得る。
	◎ 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施する。このためにも、国際的な動向も踏まえた新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 国民経済計算におけるリースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施し、次回基準改定までに結論を得る。
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	○ 経済センサス-活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるKAU概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの事業活動の把握可能性等について、プロファイリング活動等により得られた情報も活用し、関係府省が一体となって検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、経済産業省	平成31年度(2019年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 基本価格表示による産業連関表については、「平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱」（平成29年（2017年）8月24日産業連関部局長会議決定）において、「平成27年表では、（中略）基本価格表示の参考表を公表する」と整理した。この整理に基づき令和元年（2019年）6月の「平成27年（2015年）産業連関表」の公表後、基本価格表示の参考表の作成に取り組んだ。【産業連関表作成府省庁】 産業連関表における参考表の作成状況を踏まえ、国民経済計算の次回基準改定での実現に向けた所要の検討を引き続き実施する。【内閣府】 	実施済（産業連関表について）及び実施・検討予定（国民経済計算について）
<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期基本計画策定以降、娯楽・文学・芸術作品について、国際基準（2008 SNA）に基づき、コピー商品（音楽CD、書籍、映画作品のDVD）などの新しい商品を生み出す元となる「原本」を固定資本形成（知的財産生産物）として新たに記録する方法を検討。 令和2年（2020年）2月の第19回国民経済計算体系的整備部会において、推計手法・試算結果についてお示したところ。引き続き、次回基準改定に向けて残された課題の検討を進める予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 国民経済計算に係る国際的な議論に積極的に参画し、経済社会のデジタル化を反映した新分野の一例として、シェアリング・エコノミーの経済規模の捕捉方法を検討した。検討結果に基づきシェアリング・エコノミーの生産額の試算を行い、結果を公表するとともに、その中間投入構造及び名目ベースでの付加価値額の把握に向けた検討を行っている。 生産・支出・分配の三面の整合性については、三面の整合性などの推計上の課題について、本年度研究会を実施し、引き続き検討を進める。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 国際的な基準に沿って、リースをフィナンシャルリース（FL）とオペレーティングリース（OL）に区別して記録するよう、リース資産の帰属や、それに整合的な生産物別、経済活動別および制度部門別の推計方法について検討を行ってきたところであり、令和2年度（2020年度）を目途に予定されている国民経済計算の基準改定で反映する旨を令和2年（2020年）2月の第19回国民経済計算体系的整備部会で報告を行った。現在、基準改定に向けた推計作業を行っているところ。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における調査単位の設定方法、調査単位と法的単位等の関係、調査単位の分割の有無などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 また、本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 商業統計調査、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設し、令和元年度（2019年度）に第1回調査を実施した。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 経済センサス - 基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロファイリング活動及びローリング調査に移行する。	総務省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得る。	総務省、経済産業省	平成31年度(2019年度)から同時実施し、平成34年(2022年)調査の企画時までに結論を得る。
	◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査、見直し後の経済センサス - 基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、経済産業省	平成32年度(2020年度)から実施する。
	◎ 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	◎ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、行政記録情報の活用を検討する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)以降の可能な限り早期に実施する。
	○ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値等の推計手法を検討する。	総務省	平成32年度(2020年度)までに結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を開始した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 工業統計調査については、令和元年度（2019年度）から経済構造実態調査と同時・一体的に実施しているところ。 工業統計調査の経済構造実態調査への包摂については、令和4年（2022年）調査の企画時までに結論を得るべく、有識者も交えた「経済構造実態調査検討会」を令和2年（2020年）3月に立ち上げ、都道府県との意見交換の場を設けるなど検討を進めたところであり、令和2年（2020年）調査における同時・一体的実施の状況も踏まえつつ、引き続き検討する。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 中間年経済構造統計の作成・提供に向け、昨年度に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施。【総務省】 中間年経済構造統計の中心となる経済構造実態調査について、令和2年（2020年）3月に第1回調査の一次集計結果を公表したところ。より詳細な結果である二次集計及び三次集計についても令和2年度（2020年度）中に順次公表予定。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 また、本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）における統計作成やビジネスレジスターの整備に利用している行政記録情報の種類、内容、調査単位との関連付けなどの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 また、本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法について、昨年度に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施。なお、推計結果はレジスター統計内で令和2年度（2020年度）中の公表を予定。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 平成33年(2021年)経済センサス-活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成34年(2022年)調査の企画時まで一定の結論を得る。
	○ サービス産業動向調査(月次調査部分)及び特定サービス産業動態統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	遅くとも平成34年(2022年)末までに結論を得る。
	○ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査、中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	◎ 経済センサス-基礎調査をローリング調査や独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、平成33年(2021年)経済センサス-活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。	総務省	平成31年度(2019年度)から実施(初回のローリング調査は32年(2020年)年央までに実施)する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 経済構造実態調査については、統計委員会における答申（諮問第113号の答申：中間年における経済構造統計の整備について）において、SUT体系への移行に係る検討状況を踏まえつつ、令和4年（2022年）以降の調査の調査範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討することとされたことから、有識者も交えた「経済構造実態調査検討会」を令和2年3月に立ち上げたところであり、令和4年（2022年）調査の企画時までには一定の結論を得るべく、引き続き検討する。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 統計委員会国民経済計算体系的整備部会QEタスクフォース会合や関係府省における検討状況を踏まえつつ、特定サービス産業動態統計調査との関係整理に向けた方向性について、引き続き検討する。【総務省】 サービス産業動向調査（月次）との意見交換を実施するとともに、特定サービス産業動態統計調査のニーズ等を含め利活用状況の把握を行い、利用者と意見交換を行った。【経済産業省】 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 今後のビジネスサーベイの枠組みの推進に係る検討に必要な資料を得るため実施した調査研究（「ビジネスサーベイの枠組みの推進に関する調査研究」。委託研究）において、諸外国（米国、英国、カナダ）におけるビジネスレジスターの整備方法、整備に利用されている統計調査等の種類、収録情報の種類・更新頻度などの実態を把握し、平成31年（2019年）3月に報告書を取りまとめた。 また、本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業活動指数では、サービス産業動向調査の採用を検討しているところ。この検討を踏まえつつ、更なる民間データの活用等についても検討を行っている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 一時点で把握する統計調査から、全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法に移行する経済センサス - 基礎調査について、平成30年（2018年）12月21日付けで総務大臣から承認され、令和元年（2019年）6月から令和2年（2020年）3月までの間で順次調査を実施。 プロファイリング活動については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い大企業等をプロファイリング対象企業として選定し、統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置の上、事業所母集団データベースに必要な情報について経常的な把握を開始した。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、これを事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)から実施する。
	○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)末までに結論を得る。
	○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用及びレジスター統計（注）の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。 （注）事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度)から順次実施する。
	○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。	総務省、 財務省	平成33年度 (2021年度)末までに結論を得る。
	○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。	総務省	平成30年度 (2018年度)末までに結論を得る。
	○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。	総務省	平成30年度 (2018年度)末までに結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 民間企業における役員報酬（給与）調査において、令和2年（2020年）の調査票から調査対象企業の法人番号の記載欄を設け、法人番号の把握に努めることとした。【人事院】 経済構造実態調査、工業統計調査、経済センサス - 基礎調査（新規把握事業所）等において法人番号を把握。【総務省】 法人企業統計調査において、調査票に法人番号欄を追加し、調査対象法人の法人番号の把握を行っている。【財務省】 各種調査について、調査計画の変更を行う際、法人番号の把握が可能となるよう調査票の設計を変更している。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体情報については、平成30年度（2018年度）において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。2020年農林業センサスの結果から事業所母集団データベースに登録する予定。 建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報については、平成30年度（2018年度）において、事業所母集団データベースへの登録方法等の検討を行った。令和元年度（2019年度）からデータ提供を受け事業所母集団データベースに登録する予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充については、令和元年（2019年）に実施された経済構造実態調査の結果を格納するなど、引き続き、母集団情報整備のために必要な統計調査結果の格納を行っていく。 法人番号公表サイトの変更情報や企業の公表情報等の活用については、統計調査への報告負担が大きく経済統計への影響度が高い企業（プロファイリング対象企業）に統計センターの職員を専任の担当者（プロファイラー）として配置し、これらの情報を活用した企業情報の整備（合併・分割等による企業の開廃、名称・所在地変更等の把握など）を実施している。 レジスター統計については、昨年度に引き続き、有識者を交えたかたちでその作成方法等に係る検討を実施。検討を踏まえた初回公表は令和2年度（2020年度）中を予定。【総務省】 総務省主催の研究会に参画・協力の上、情報収集・検討等を実施。今後、結論を得られた取組から、各統計調査への具体的な適用について検討の上で実施する。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）経済センサス - 基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の実施を踏まえた詳細な分析を行うことを目指し、これらの名簿となる母集団情報に法人番号公表サイト情報から約160万法人を加え、かい離を包含した約350万法人を収録した母集団情報の整備を行うとともに、法人企業統計の母集団名簿との照合を行い、現時点の傾向を把握した。 令和元年度（2019年度）は経済センサス - 基礎調査を実施したところであり、今後その結果を踏まえた検討を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）経済センサス - 基礎調査及び令和3年（2021年）経済センサス - 活動調査の名簿となる母集団情報にこれまでデータベースに登録していなかった約160万法人を法人番号公表サイト情報から追加するなど、専従の役員・労働者等が存在しない法人も事業所母集団データベースに登録・提供する予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 月次で更新される労働保険情報及び法人登記情報の更なる有効活用を踏まえ、事業所に直接照会して活動状態等を把握する業務をより効率的・効果的に行うことで、事業所母集団情報の精度向上を図ることとする。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。	総務省	平成33年度(2021年度)末までに結論を得る。
	○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。	関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、平成38年(2026年)経済センサス-活動調査を見据えつつ検討する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項については、平成30年度統計法施行状況に関する審議において、以下の措置を採ることが望まれると指摘された。 <ul style="list-style-type: none"> ① 関係府省においては、主要構造統計調査だけでなく、短い周期で行われる統計調査も含め、改定後のガイドラインの適用に向けた検討を引き続き行い、審議の際に示された時期から適用を図ること。 ② 関係府省においては、消費税率変更前後の集計値の段差を回避するための情報提供等、報告者だけでなく、利用者にも混乱が生じないような対応を実施すること。 ③ 総務省においては、ガイドラインの適用状況等について適時フォローアップするとともに、関係府省におけるガイドライン適用に係る経験の蓄積も踏まえ、精度が確保される集計方法について、関係府省との間において、継続的に検討すること。 これらの指摘事項については、令和元年（2019年）11月に設置した経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ等の場を通じて、今後、検討していく予定。【総務省（政策統括官）】 経済センサス - 活動調査について、改定後のガイドラインについては、令和3年（2021年）調査から適用予定。 経済構造実態調査及び工業統計調査について、改定後のガイドラインについては、軽減税率が導入された令和元年（2019年）を対象年とする令和2年（2020年）調査から適用予定。【総務省（統計局）及び経済産業省】 サービス産業動向調査について、改定後のガイドラインについては、令和元年（2019年）10月分速報結果（12月27日公表）から対応しているところ。【総務省（統計局）】 薬事工業生産動態統計調査については、生産金額、出荷金額、月末在庫金額について、従前から消費税額込みの金額を集計しているが、消費税率変更に伴い、令和元年（2019年）10月以降の月報は消費税率10%込みの金額を計上し、集計している。【厚生労働省】 経済産業省企業活動基本調査については、平成30年（2018年）調査及び平成31年（令和元年・2019年）調査を活用して、消費税率8%の税込み集計について一定の条件により集計の可能性を検討し、令和2年（2020年）調査の速報公表から同改正ガイドラインを適用すべく、引き続き検討する。中小企業実態基本調査については、令和2年（2020年）調査の速報公表から同改正ガイドラインを適用すべく、引き続き検討する。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 本事項については、項目第2-1-(2)の「企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法」の検討状況を踏まえ、検討を行う予定。 また、本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年（2021年）経済センサス - 活動調査の試験調査や企業ヒアリング等を通じ、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。	総務省、関係府省	平成33年（2021年）経済センサス - 活動調査の企画時期までに実施する。
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 国勢調査の調査方法について、平成27年（2015年）調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年者層を中心とする不在世帯等への対応やオンライン調査の更なる利用促進方策を円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、平成32年（2020年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い事務量が増加した地方公共団体の事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する平成32年（2020年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等に対する理解増進に努める。	総務省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果の乖離縮小に向けた検討や、回収率向上方策の検討を推進する。	厚生労働省	平成31年（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	厚生労働省	平成31年（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	厚生労働省	平成31年（2019年）調査の企画終了後に実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 本事項等を検討するため、令和元年（2019年）11月に経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループを設置した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）においては、広報効果をより高めるため、訴求対象及び訴求内容についての検証を行った。令和2年度（2020年度）では、検証結果を踏まえ、若年層を対象とした広報媒体を活用の上、調査の周知及びオンライン調査への誘導を図るための効果的な広報を実施する予定。 オンライン調査の利用促進方策に当たっては、平成27年（2015年）調査時に地方公共団体で実施されたオンライン推進のための取組事例を収集し、全ての地方公共団体と共有することで、地域の創意工夫を活かした取組の実施を支援した。 地方公共団体の事務の負担軽減方策に当たっては、平成27年（2015年）調査から行っている、民間事業者に郵送提出された調査票の一括処理の迅速化を図るなど、負担軽減方策の更なる拡充を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 国勢調査の広報については、国勢調査100年に関する取組の一環として、100年記念ロゴマーク、広報用パンフレット「国勢調査100年のあゆみ」等を作成し、国勢調査の重要性・歴史的価値を伝え、調査への関心を高めるとともに、オンライン回答への理解を求めていく取組を実施した。また、マンション関係団体及び高齢者福祉施設関係団体に対する協力依頼を令和元年（2019年）から開始し、より一層の調査の正確かつ円滑な実施を図った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 回収率の向上方策として、令和元年（2019年）調査において回収率の比較的低い地域を中心に郵送回収を導入した（令和2年（2020年）調査では全面導入予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査を中止した）。また、結果精度向上に向けた推計方法の見直しのため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の世帯数の将来推計」を用いた層別の拡大乗数に基づく推計方法について検討している。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 非標本誤差の縮小に向けた更なる取組の推進を検討するため、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、実査機関としての自治体にもオブザーバーとして参画いただき、意見を伺った。 なお、準備調査の在り方については、WGにおける調査方法や推計方法の見直しの方向性を踏まえる必要があることから、今後検討することとしている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> オンライン調査の導入に向け、令和4年（2022年）調査を目標とした、検討の工程表（案）を作成した。 また、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、調査系統及び調査時期との関係や現行の5種類ある調査票の再編など調査計画全体の見直しも含め検討している。 	実施・検討予定

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	◎ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供の一層の充実を図る。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。
	◎ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。	厚生労働省	平成30年(2018年)調査から実施する。
	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	平成31年度(2019年度)中に実施する。
(2) 教育や就業等の実態をより的確に捉える統計の整備	◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	平成31年度(2019年度)調査から実施する。
	◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間(無期・有期)別に把握する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)調査から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ホームページにおいて、「国民生活基礎調査の改善に関するワーキンググループ」における結果精度向上に向けた推計方法の見直しの検討状況として、会議資料や議事録を公開した。 また、引き続き、標本設計に関する情報として層化抽出に関する情報を、非標本誤差に関する情報として、非回答を減じるための対応、集計上の対応、誤差の説明、誤差を減じるための対応に関する情報を公開している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 「外国人が一定規模以上居住する」の基準、秘匿措置の範囲等を検討したところであるが、市区町村別になると客体数が少なく、数値のない表が多くなってしまったため、都道府県別や市別に表章することに加え、各事象の発生件数について市区町村別に表章する見直し案を作成した。あわせて、様々な方面から幅広い意見を聴取するため、令和2年（2020年）1月8日から2月10日までの約1か月間、厚生労働省ホームページにおいて見直し案について意見募集を行った。いただいた意見を踏まえ見直し案に反映し、令和2年（2020年）中に調査計画を変更する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 紙の調査票で報告された場合はパンチ入力によりテキスト化しており、平成30年（2018年）データからテキスト形式による提供を開始している。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、次の取組を実施した。 ① J A V A（J R E）インストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装した。 ②操作方法、障害発生時に必要となる情報を入手しやすいようにオンライン報告システム専用ホームページの構成を見直した。 次期システム更改に向け、作成事務の更なる効率化に取り組む予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）調査から社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供、把握時期等の留意事項を提供開始。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）調査から休職等理由区分の結核を削除。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園票及び幼保連携型認定こども園票について、令和元年度（2019年度）調査から実施。小学校については令和2年度（2020年度）調査から実施。 残りの調査票についても、速やかな実施を目指す。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）調査から雇用契約期間別に把握を開始。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 学校基本調査における中学校以外の学校種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保する。	文部科学省	平成31年度(2019年度)調査から順次実施し、遅くとも平成32年度(2020年度)調査までに実施する。
	◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複是正を検討する。	文部科学省	遅くとも平成32年度(2020年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策ニーズとユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度（2020年度）調査から「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学校種間の一体性を確保した統計を提供。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 調査項目の重複が確認された職種別従事者数については、学校基本調査の調査項目を維持し、社会福祉施設等調査の調査項目を削除するという方針で厚生労働省と合意し、調査項目の重複が解消した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、要件定義に向けた事前調査を実施するとともに、令和元年度（2019年度）予算案において関連経費を計上。今後、段階的に作業を進め令和3年度（2021年度）までに改修を完了し、令和4年度（2022年度）調査から新システムへ移行予定。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> （施策ニーズを踏まえた調査事項） 調査項目検討の際、省内に調査を希望する項目を照会するとともに、大学1年次の客体が多数であることから、「学校生活への満足度」「授業への取り組み方」に関する問を追加し、保護者に対しては、在学中の子の奨学金の申請実績・受給実績を確認し、施策検討に資するデータの整備を図った。 （報告者規模の維持） 調査対象者の大部分が高校を卒業し、進学や就職によって親元を離れる場合が多くなること等から、回答機会の確保を目的として、従来の郵送による調査に加え、オンライン調査を導入した。また、昨年度に引き続き、調査項目の精査により調査対象者の負担を軽減したほか、特に親元を離れた対象者の住所を確実に把握するため、複数回に亘り、住所変更に係る注意喚起を行った。 （代表性の検証） 第13回調査における一部調査結果について平成26年度（2014年度）学校基本調査の調査結果と比較しつつ、有識者と検討を行った。 （回答精度の向上） 特にオンライン調査において、スクロールなしで画面全体を確認することが可能な設計とする等、回答しやすい画面設計とした。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）中に委託事業「学校保健統計の改善に関する調査研究」において有識者による研究会を開催し、指摘事項について検討を行った。研究会において対応することが望ましいと整理された調査方法について、身長・体重の転記方法及び回答期限の見直しについては、早ければ令和3年度（2021年度）調査の実施を目指す。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。	文部科学省	平成33年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。	文部科学省	平成33年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	◎ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選択肢の変更前後に生じる差異等に関する情報について、ウェブサイト等における提供の充実を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウェブサイト等において提供する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための調査事項の在り方を検討する。	総務省	平成34年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年(2017年)調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。	総務省	平成34年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において令和2年度（2020年度）内に5回程度の有識者による研究会を予定しており、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、研究会において同年度内の早い段階で結論を得ることとする。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 委託事業「社会教育調査の改善に資する調査研究」において調査結果の利活用についてニーズの把握等を進めるとともに、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努め、具体の調査項目について調査研究内の有識者による研究会において令和2年度（2020年度）内の早い段階で結論を得ることとする。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）に実施した平成29年度（2017年度）調査において、定義の明確化と個別具体的な注意事項を調査票に盛り込み、各学校等が調査票に記入する際の客観性及び比較可能性の担保に努めた。令和元年度（2019年度）に実施した平成30年度（2018年度）調査においても、さらなる注意事項の記載の改善を行った。 両年度とも、調査開始前の1月に開催した文部科学省主催の生徒指導担当者連絡会議では、本調査の趣旨や各調査項目の計上に当たり、共通理解を図るよう周知を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）1月調査分から雇用契約期間別に詳細把握するよう変更した「従業上の地位」について、変更前後で単純に時系列比較することができない旨、調査結果を用いて解説した資料を統計局ホームページに掲載した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）1～3月期平均の公表から、未活用労働の概念などを解説した資料や各指標の国際比較を行った資料を提供した。 未活用労働指標について、日本の雇用の特徴と欧州4か国の状況を比較した資料を統計局ホームページに掲載した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 労働力調査と毎月勤労統計調査の調査方法や調査事項、労働者区分の対応関係等を比較した資料を、統計局ホームページに掲載した。【総務省】 平成30年度（2018年度）に毎月勤労統計調査のウェブサイトにおいて、両調査の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載した。【厚生労働省】 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査の企画に向け、平成29年（2017年）調査の結果や実施状況を踏まえ、検討している。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査の企画に向け、平成29年（2017年）調査の結果や実施状況を踏まえ、検討している。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 毎月勤労統計調査との比較では、同一事業所の個票を用いた比較の方法について検討している。また、非回答の事業所に関する対応として、賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループにおける検討及び統計委員会での審議を踏まえ、令和2年（2020年）調査から、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更する。 	実施・検討予定

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データ化の手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。</p>	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。</p>	厚生労働省	平成32年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>◎ 船員労働統計調査(第一号調査)について、平成30年度(2018年度)調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。</p>	国土交通省	平成32年度(2020年度)までに結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 本課題については、統計委員会企画部会において、「事業所票の匿名データ化についてはこれまで前例がなく、課題が多いとともに、事業所を対象とする他の統計調査とも共通の横断的な課題も想定され、丁寧かつ慎重に検討すべきである。このため、事業所のデータに係る匿名化等については、調査票情報の利用制度において必要な分析に応じられるよう、総務省統計研究研修所の支援を受けつつ、統計委員会において一定の結論を得ることとする。厚生労働省においては、この検討に積極的に参画するとともに、その結論が得られた後、改めて本調査における匿名データの作成・提供について検討することが望まれる。」とされたことを踏まえ、統計委員会における検討に積極的に参画するとともに、引き続き、必要な対応を行う。 	実施・検討予定
<p>① 調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化 令和元年（2019年）調査から一括調査（複数の調査事業所を有する企業が、これらの事業所の報告を一括して行うこと）を導入し、電子媒体による報告の試行的な実施を行った。令和2年（2020年）調査からは電子媒体による報告を全面的に可能とするとともに、オンライン調査の導入及び審査業務等の一部民間委託を行うこととする。公表時期については、令和2年（2020年）調査から従来の事業所票と個人票を統合し、調査業務の効率化を図ることに伴い、1か月程度早期化するよう努めることとする。</p> <p>② 調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化について 令和2年（2020年）調査から、日本標準職業分類と整合性のある職種区分に変更するとともに、学歴区分の選択肢について、「大学・大学院」を「大学」及び「大学院」に、「高専・短大」を「高専・短大」及び「専門学校」に細分化するよう変更する。</p> <p>③ 回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更 令和2年（2020年）調査から、母集団となる事業所数に対して有効回答事業所数の割合の逆数を乗じる推計方法に変更し、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年（2006年）まで遡って新たな推計方法による結果を公表・提供する。</p> <p>④ 抽出された事業所内の全労働者を調査することについて 令和2年（2020年）調査から、報告者が希望する場合に、労働者個人に係る調査事項に関し、事業所内の全労働者について回答することを可能とするよう変更する。</p>	実施済（左記②及び④について）及び実施・検討予定（左記①及び③について）
<ul style="list-style-type: none"> 船員労働統計調査（第一号調査）について、事業所を単位とした標本設計と船舶を単位とした標本設計との比較検証を行うため、当該検証に必要となる事項の把握及び最新の母集団構造の把握を目的とした「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」を令和元年（2019年）6月に実施し、同調査等において把握した基礎資料を基に検証を進めた。 引き続き検証を進めており、令和2年度（2020年度）までに結論を得る予定。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。</p>	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、平成32年度(2020年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。
(4)農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	<p>◎ 農林業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。</p>	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。
	<p>◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p>	農林水産省	平成31年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。</p>	農林水産省	平成31年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(産地)卸売市場を経由しない流通の把握などを検討する。</p>	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。
	<p>○ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先ごと及び出荷先ごとの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額を把握することなどを検討する。</p>	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 船員労働統計調査について、報告者負担の状況把握を行い、見直しの検討を進めた。 また、調査体系の検証に必要となる基礎資料を得ること、陸上労働者との比較可能性の検証の観点から「勤続年数」を把握すること、「特別に支払われた報酬」の既存項目の在り方について検証を行うこと等を目的とする「船員労働統計予備調査（一般統計調査）」を令和元年（2019年）6月に実施し、同調査等において把握した基礎資料を基に検討を進めた。 引き続き検討を進めており、令和2年度（2020年度）までに結論を得る予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 新たに団体経営体（これまでの組織経営体に一戸一法人を加えたもの）の労働力を個人経営体（これまでの家族経営体から一戸一法人を除いたもの）と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の項目を追加し、令和2年（2020年）2月1日現在で2020年農林業センサスを実施した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）調査から、担い手層のデータを充実させ、経営政策に活用できるよう、規模階層別の区切りを大規模層で増加させ（個人経営体と法人経営体とで区切りを基本的に共通化させ）、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層と法人経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、法人経営体の企業会計と同様に、農業以外の農業生産関連事業等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）の調査から、担い手層のデータを充実させるため、個人経営体の小規模階層の標本数を縮減する一方で、個人経営体の大規模階層等と会社経営体の標本数を拡充するとともに、個人経営体についても、会社経営体の企業会計と同様、加工、民宿、遊漁等を含めた事業全体の「営業利益」を取りまとめることとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）の調査において、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、①（産地）卸売市場を経由しない流通について、生産者、漁業者に対する調査を実施することにより、流通経路別（販売形態別）（直売、小売業への直接販売等）に、生産者受取価格の割合を把握。②小売段階調査においては、個人店だけでなく量販店等を加えることにより調査対象を大幅に拡充することで、より正確な実態を把握した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）の調査において、各段階における流通経費等を把握するため、各流通段階での取引金額等を調査項目に追加した。 また、近年拡大傾向にある集成材について、その材料となるラミナの入手方法の細分化、国産材の新たな建築方法であるツー・バイ・フォーの現状を把握するため、枠組壁工法住宅用部材組立工場の流通、木質バイオマスエネルギー燃料となる端材の処理方法などの項目を新たに追加し、実査を行った。 	実施済

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年（2016年）経済センサス-活動調査の結果を利用し、他産業からの農業への参入状況や、農林業と農林業以外の産業との連携状況等を把握・分析するための統計作成に向けた検討を推進する。	農林水産省	平成31年度（2019年度）までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査対象区分について、様々な形態の経営体における農業構造の実態をより正確かつ的確に把握するため、有識者へのヒアリングや他調査の結果等を活用して多方面から見直しに向けた検討を行う。	農林水産省	平成34年（2022年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」について、平成30年度（2018年度）に取りまとめる「平成29年産」以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、本調査事項の見直しの必要性を検討する。	農林水産省	平成34年（2022年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目について、主産県と非主産県の作付面積と収穫量の増減割合の比較等の検証・検討を実施した上で、主産県と非主産県の動向が著しく異なる検証結果が得られた場合、他の推計方法の採用を検討するなど推定値の精度向上を図る。	農林水産省	全国調査を実施したものから順次実施する。
	◎ 木材統計調査については、燃料用チップ等を含めた木材の消費・生産から流通・加工までの一貫した情報の提供に向け、木材流通統計調査や他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について、森林・林業施策の利活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検討に着手する。	農林水産省	平成30年度（2018年度）から実施する。
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	○ 廃棄物等循環利用量実態調査については、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把握方法の精緻化について引き続き検討する。	環境省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）11月27日に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の提供を受け、2015年農林業センサスにおける法人経営体との名寄せを行い、令和元年度（2019年度）に名寄せ結果の精査を行ったところである。 令和元年度（2019年度）中に集計表を作成・分析し、結果の公表を行う予定であったものの、名寄せ結果の精査に時間を要し、集計表の作成に至らなかった。 このため、令和2年度（2020年度）に平成28年（2016年）経済センサス - 活動調査の個票の利用について延長申請を行い、引き続き集計表の作成・分析を行い、結果の公表を行うこととしている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 営農類型別経営統計を作成する経営統計調査については、令和元年（2019年）調査から、調査対象区分を従前の世帯又は組織の別による「個別経営体」及び「組織法人経営体」から、法人格の有無による「個人経営体」及び「法人経営体」に見直して調査を実施したところである。 農畜産物生産費統計を作成する生産費調査については、令和4年（2022年）調査見直しにおいて、利活用上の支障も考慮しつつ、調査対象区分等について検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査見直しに向けて、平成29年（2017年）産結果からデータを蓄積するとともに、調査結果と生産コストとの関連性を分析・精査し、本調査事項の見直しの必要性を検討する。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 全国調査を実施したものから順次、主産県と非主産県の収穫量と作付面積の増減割合の比較・検討を実施しているところである。これまで、全国調査を実施した品目については、主産県と非主産県の動向が著しくことなるものはなかったところ、引き続き、全国調査を行った品目については検証を行い、動向が著しく異なる場合は他の推計方法を検討するなどの精度向上を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 木材統計調査結果に加え、木材流通統計調査結果、特用林産基礎資料、木質バイオマスエネルギー利用動向調査結果等の情報を一体的に提供出来るようにするため、木材需給報告書の作成に向け、政策担当部局と検討しているところ。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物等に関するデータの精度向上及び公表の迅速化について、「循環利用量調査改善検討会」を開催し、検討を行ってきた。迅速化については、一部の廃棄物等について発生量を推計することなどにより、一定の成果を得たことから、近年では精度向上に主眼を置いて検討を行っている。 平成30年度（2018年度）は検討会を3回開催、作業部会を2回開催し、これまで廃棄物等の「等」の発生量の算出のために活用してきた「産業分類別の副産物（産業廃棄物・有価発生物）発生状況等に関する調査」（経済産業省）の休止を受けて、平成28年度（2016年度）から行なっていた業界団体統計資料等を利用した算出方法の検討を引き続き行い、平成30年度（2018年度）において新たな算出方法として確立した。また、新算出方法を用いて、平成27年度（2015年度）実績値に遡って発生量の再算出を行った。 令和元年度（2019年度）は基礎的審査導入計画を策定し、審査等の内容を示すドキュメントを整備した。基礎的審査の導入は令和2年度（2020年度）から予定している。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ エネルギー消費統計について、時系列安定化やデータの精緻化のための各種見直しの効果の持続性等の検証を行うとともに、基幹統計化についての結論を得ることをはじめとして、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。	資源エネルギー庁	平成34年度(2022年度)までに結論を得る。
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上を図る観点から、平成29年度(2017年度)に実施する予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情報の活用も含めて分析・検討を促進し、新たな調査手法による調査を開始する。また、公表の早期化やニーズに応じた公表事項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通省	平成32年度(2020年度)から実施する。
	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行政記録情報の活用等を一層推進し、主要港湾等に限定した速報値を公表することも含め、公表時期の更なる早期化に努める。また、NACCS(注)データのデータ項目の追加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる利活用について検討を促進するとともに、ニーズに即した集計事項の充実についても検討に着手する。 (注) 輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、不動産登記情報の公開の在り方などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	平成35年(2023年)法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費統計は、平成27年度（2015年度）実績調査から、委託研究により得られた方策（(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用し実施している。これらの効果は都度検証しており、令和元年度（2019年度）においても検証を行い、特にローテーション・サンプリングは、その導入が回収率向上、実態と乖離した時系列の乱高下の抑制に持続的に寄与していることが確認されている。また、基幹統計とする場合の状況として足り得るかといった視点も含め、特に精緻な総合エネルギーへの組込みに資するため、時系列異常の検出とその要因分析、使用頻度の低い燃料種の精度向上に向けた検証、燃料種別の誤差率低減に向けた検証を実施した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 自動車輸送統計調査について、貨物営業用自動車については、①事業所票の廃止、②自動車登録ファイル(車検データ)等を用いた報告者の選定方法及び推計方法（比推定の導入）の見直し、旅客営業用自動車については、③乗合バスの調査区分の細分化、④報告者の選定方法（車両単位で抽出→事業所単位で抽出後当該事業所が車両を選定）及び輸送人キロの推計方法の見直し、全体として、⑤品目別、都道府県別輸送量等の集計事項の充実、⑥速報の公表、⑦政府統計オンライン調査総合窓口（e - Survey）の導入等、調査計画を変更し、令和2年（2020年）4月からの変更後の計画に基づく新調査開始に向けて準備を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 港湾調査について、①貨物形態別集計等の集計事項の充実、②政府統計オンライン調査総合窓口（e - Survey）の導入、③主要港に限定した速報値の公表及び④調査対象港湾等、調査計画を変更し、令和2年（2020年）1月から変更後の計画に基づく新調査を開始した。 また、毎年開催している基幹統計調査「港湾調査」に関する打合せ会議等において、行政記録情報の活用について一層の推進を図っている。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度（2019年度）に第1回調査を実施し、令和2年（2020年）3月に集計結果を公表した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 土地基本調査に関する研究会において、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報の活用やフローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人の土地の所有・利用構造の全体像をよりの確に把握する調査を効率的に実施するための課題を整理・検討した結果、平成30年度（2018年度）に中間年に実施していた土地動態調査と土地保有移動調査を統合し、令和元年度（2019年度）から土地保有・動態調査を実施することについて総務大臣から承認を受け、令和元年度（2019年度）に第1回調査を実施し、令和2年（2020年）3月に集計結果を公表した。引き続き、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年（2018年）1-3月期分から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に取り組む。また、地域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	平成34年度（2022年度）までに結論を得る。
	○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	平成34年度（2022年度）までに結論を得る。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ SDDSプラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係省庁等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	平成33年（2021年）4月までに実施する。
	○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。	内閣官房、総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	◎ 社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU（ESSPROS）基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	平成34年度（2022年度）までに実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 従来、供給側統計である「宿泊旅行統計調査」を用いて推計していた地域観光統計について、需要側統計である「訪日外国人消費動向調査」及び「旅行・観光消費動向調査」を柱とする新たな推計手法の開発を行った。平成30年（2018年）から、訪日外国人消費動向調査及び旅行・観光消費動向調査において、都道府県別の旅行者数及び旅行消費額により正確な把握のため、サンプルの拡充や調査票の改善等を行っており、それらを反映した調査結果を用いて新たに地域観光統計の試算を行い、そのデータの精度等を検証した上で、推計手法を確定させた。また、訪日外国人消費動向調査では、平成30年（2018年）からクルーズ船利用客を調査の対象に加え、調査結果を旅行消費額の公表値に反映している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 宿泊旅行統計調査については、新たな層化基準の検討やデータの検証等を行い、推計方法の確立に向けた課題について検討を行った。今後も、データの検証等を含め、統計の安定性や精度の向上に向けた検討を引き続き進める。 旅行・観光消費動向調査については、都道府県別集計の精度を上げるために回収率を向上させる方策として、オンライン調査においてスマートフォンによる回答も可能となるよう電子調査票を開発した。引き続き、回収率向上や精度確保の可否について検証した上で、現行の統計法上の位置付けについて検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 訪日外国人消費動向調査については、平成30年（2018年）からサンプルを大幅に拡充した地域調査を開始し、都道府県別の訪問率、平均泊数、1人当たり旅行中支出等の調査結果の精度向上を実現した。また、地域調査の結果の精度については、地域観光統計の新たな推計と合わせ、検証を行った。この検証結果を踏まえ、今後、調査地点やサンプルの拡充等、更なる精度向上に向けた取組の検討を進めていく。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年（2016年）4月にSDDSプラスに参加した後、毎年6月に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ対応を進めている。四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務については、平成30年（2018年）4月に公表を開始済み。なお、一般政府収支は、令和3年（2021年）4月までに公表を開始する予定。 	実施済（四半期の部門別バランスシート及び一般政府債務について）及び実施・検討予定（一般政府収支について）
<ul style="list-style-type: none"> 平成29年（2017年）7月に国連総会で承認された枠組みに基づくSDGグローバル指標については、令和元年（2019年）6月のSDGs推進本部幹事会において指標の作成方法等を決定し、8月に日本政府共通のウェブサイトにおいて、全244指標（当時）のうち125指標のデータを公表した。その後、令和2年（2020年）3月に2指標のデータを追加で公表した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> EU（ESSPROS）基準のコード表の翻訳版の整備及び集計のためのデータベースシステムの構築を行うとともに、集計表様式について有識者の意見を聴取し検討を進め、試行集計に向けて準備を進めている。 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	平成34年度(2022年度)までに実施する。
	○ 輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。	財務省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の届出情報(企業名、住所等)等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の経常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所(SIAP)の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 新たに総務省から「社会保障施策に要する経費に関する調査」の地方単独事業に係るデータの提供を受けて、令和元年度（2019年度）に集計・公表する平成29年度（2017年度）結果から、公立保育所運営費等について従来の推計値から決算値に差し替えるとともに、未計上となっていた項目を新たに計上した。遡及は、本変更による影響額が最も大きい就学前教育・保育において、子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度（2015年度）まで実施した。 主要な事業は上記調査の活用により決算値の計上が可能となったが、地方単独事業として実施される公営住宅家賃対策補助、災害救助費、救急業務費、学校保健等については、上記調査において把握されないために未計上又は決算値ではない地方交付税の単位費用に基づく推計値を使用しており、引き続き検討が必要となっている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 当該措置については、貿易統計データの既存情報にある項目と事業所母集団データベースの既存情報の項目に共通キーが存在しておらず、両データベースの収録情報の接続が極めて困難な状況。今後、接続に必要な共通キーとなり得る、例えば、法人番号が導入される等の進展によっては、引き続き検討する余地があるものと考えられる。 ただし、仮に共通キーの課題が解決したとしても、本来の行政手続の円滑な実施に支障が出ないように、また個別企業の情報が識別されないよう処理が行われる必要があり、統計情報の機密性が担保された環境において作業が実施されることが前提となる。 貿易統計については、これまでもユーザーニーズを踏まえ提供情報の充実に努めてきたところ、更に利便性を向上させるため、令和元年（2019年）6月に貿易統計ホームページのリニューアルを実施し、また令和元年度（2019年度）中にe-S t a tのDB化を実施・完了した。 	実施済（貿易統計について）及び実施・検討予定（事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性について）
<ul style="list-style-type: none"> 外国為替及び外国貿易法の届出情報である行政記録情報の活用については、財務省から個別企業情報守秘の観点から提供は困難である旨の回答があり、引き続き、行政記録情報の活用に向け、総務省をはじめ関係省庁と協議の上で今後の対応策について検討していきたい。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ① 8府省から延べ85人の職員が43の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。 ② 5府省が11の国際機関・国等に延べ46人の職員を派遣した。 ③ 3府省が35か国から延べ141人の研修生を受け入れた。 ④ S I A Pに対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力を行っており、令和元年度（2019年度）については、58か国（地域）、1,273名に対して研修を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各種の統計に関する国際会議、国際機関及び諸国の諸情報を府省等間において緊密に報告・連絡し合うとともに、国際協力の推進に関する事項について、政府部内の連絡及び調整並びに検討を行うことを目的とした会議を定期的で開催しており、令和元年度（2019年度）は1回開催した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第3 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や、優良事例等を積み上げて公表するための産官学連携による会議を開催し、データの保護や取得等の状況にも留意しつつ、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計的分析や統計作成目的によるビッグデータ等の利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
ア 行政記録情報等の活用	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、財務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用の推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も勘案しつつ、各府省への展開を図る。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
イ 民間企業等が保有するビッグデータの活用	○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。	内閣府	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ等の活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）の利活用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げて公表するため、平成30年（2018年）5月に「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」を立ち上げた。 令和元年度（2019年度）に4回の会議を開催し、「商業動態統計調査」「電力データ」「消費者物価指数」「自治体でのビッグデータの活用」に関するテーマを立て、民間企業、学術関連委員、府省庁間での情報共有を行い、意見交換を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するため、平成30年（2018年）1月から「民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る調査」を実施している。 令和元年度に関しては、8月に各府省からの調査結果をとりまとめて、総務省統計委員会のホームページに掲載している。 また最新状況として、12月に調査した結果は、資料編 資料1参照（ホームページ掲載予定）。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。（当該調査のうち、行政記録情報等の統計作成への活用状況の概要については、資料編 資料2参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握するため、「行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査」において、「報告者の同意を得て行政記録情報を転用している事例」の項目の追加を行い、調査を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> POSデータの約220品目の価格・数量データの双方を用いて、価格変動が需要要因と供給要因のどちらに起因するのかの要因分解を行った指標を開発した。 POSデータ等の速報性の高いデータから、機械学習により小売業販売額全体の動きをナウキャストする分析を実施した。これらの結果については、令和2年（2020年）1月に統計委員会委員懇談会において説明を行った。 物流データの活用については、検討を継続中。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、関係府省の取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。</p>	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(2) オンライン調査の推進	<p>○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	<p>○ EBPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経常的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声(提案)や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。</p>	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「消費動向指数研究協議会」に参画する企業の一部から提供を受けた消費関連データを用いた試算を実施し、同結果については学会において報告を行った。また、消費動向指数研究協議会（研究評議会）において検討を行い、更なる検討が必要とされた。【総務省（統計局）】 ・ 商業動態統計調査において、POS等ビッグデータの提供による回答を可能とする調査計画の変更を行い、令和2年（2020年）1月6日に総務大臣の承認を得た。なお、調査計画に基づく調査は、令和2年度（2020年度）から実施する。【経済産業省】 ・ 平成30年（2018年）9月の統計委員会において、萩野覚（福山大学経済学部）教授から国際統計機関における人材育成に関して講演いただき、情報共有を図った。「ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議」で議論した民間企業が保有するビッグデータ活用例及び配下で立ち上げた流動人口データ検証WG結果を令和元年度（2019年度）第2回企画部会で共有した。【総務省（統計委員会担当室）】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ （資料編 資料3参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省からの機能改修要望に基づき、スマートフォンを使用した際の調査票一覧画面の表示方法の改善、問合せフォームの設置、「体験版」の電子調査票におけるエクセル形式の追加など、機能改善・拡充等を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の統計に関する提案を定期的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握を開始した。これまでに計135件の意見を受け付け、対応方策について関係府省と協力して検討し、調整の整ったものから順次統計委員会に報告の上、公表している（平成30年度（2018年度）13件、令和元年度（2019年度）122件をそれぞれ公表）。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
<p>2 統計の品質確保 (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上 ア 統計基準の整備</p>	<p>○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。</p>	総務省	日本標準産業分類の次期改定(平成35年度(2023年度))に向けて実施する。
<p>イ 統計間の比較可能性向上</p>	<p>○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域ブロックの結果表章に係る標準的な区分の在り方について検討を進め結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方についても現状の更なる精査を行った上で検討を進め結論を得る。また、各府省は、個々の調査の特性や精度に留意しつつ、この結論にのっとった対応に努める。</p>	総務省、各府省	地域ブロックについては平成30年度(2018年度)末までに、それ以外については31年度(2019年度)以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職種別民間給与実態調査において、府省内外の統計ニーズも含め調査項目の必要性を改めて精査し、報告者の負担軽減等の観点も踏まえ、令和2年（2020年）調査においても調査項目の削減等の見直しを行った。 民間企業における役員報酬（給与）調査において、報告者の声等を踏まえ、作成要領等の整理・統合を行い、参照資料の削減を図ると共に、オンライン調査の導入を行う（予定）など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。 民間企業の勤務条件制度等調査の平成30年（2018年）調査から、企業の情報等の共通事項についてプレプリントを実施した。【人事院】 ・ 所管統計調査における有識者による企画分析会議等での統計の基本的な考え方を踏まえ、検討実施。【内閣府】 ・ 次回令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の実施に向けて、平成30年（2018年）6月以降関係府省や地方公共団体に対して、調査事項に関する要望把握を行うなど、統計ニーズ等への的確な対応を図っている。【総務省】 ・ 平成30年度（2018年度）における調査の実施に当たり、外部有識者等による委員会からの意見聴取、犯罪被害者支援団体からのヒアリングなどにより、統計ニーズの把握に努めた。【法務省】 ・ 総務省が実施した「国が実施する統計調査に関する提案募集」において、経団連から提出された改善要望のうち、文部科学省対応分について対応を行った。【文部科学省】 ・ 統計調査の見直しに当たっては、パブリックコメントの実施や業界団体、利活用者等へのヒアリングにより、国民の意見やニーズを把握した上で、記入者負担の軽減にも配慮した計画案を策定し、総務大臣へ変更申請を行った。【経済産業省】 ・ 統計を利用した結果の検討会等において、ニーズの把握に努めている。【環境省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号の把握・活用の推進による事業所母集団データベースの整備・充実の状況を踏まえつつ、令和5年度（2023年度）の日本標準産業分類の次期改定に向けて結論が得られるよう今後検討予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ブロックについては、公的統計の結果を地域別に表章する際の指針として、平成30年度（2018年度）末までに「地域別表章に関するガイドライン」を決定（総務省政策統括官（統計基準担当）決定）した。 それ以外の結果表章における標準的な区分の在り方については、年齢及び事業所規模区分に係る検討を進めるため、令和元年度においては我が国の公的統計や諸外国の主要統計における表章状況を把握するために調査研究（委託研究）を実施した。 	実施済（地域ブロックについて）及び継続実施（それ以外について）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ビッグデータの特性把握や偏り是正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究に引き続き取り組む中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員業務の重点化に活用する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等 ア 統計棚卸し等	○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト(作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外)を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。	各府省、総務省	平成32年度(2020年度)末までに実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料4参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、複数年契約の推進等について民間事業者団体と意見交換を実施している。 平成30年（2018年）7～8月に、民間事業者に委託した統計調査業務の履行状況・範囲・規模などの情報を関係各府省から収集し、整理した上で各府省間で情報共有した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る方策について検討を行った。これらを踏まえ、令和元年度（2019年度）は、総務省から各府省に従来照会していた研究成果に加え、調査研究の実施予定についても照会し、「各府省統計研究情報フォーラム」に掲載することで、各府省で情報共有を行うと共に、研究予定、成果などを令和元年（2019年）6月の統計委員会企画部会に報告した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省からの要請により行った「生産動態統計調査」の欠測値補完方法の検証結果について、令和元年（2019年）6月、評価分科会に報告した。 その結果、課題解決に向けた今後の取組の方向性が示され、必要に応じて引き続き経済産業省を支援することとなった。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所では、「ビッグデータ利活用－基礎から応用まで－」として、ビッグデータの分析事例や活用事例、より実践的な問題の解決方法などについて紹介・解説する研修を実施した。（令和元年度（2019年度）受講者数56名） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合推計を行っている統計の取組について、ヒアリングを行うなど情報収集や情報の現状整理を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 各府省において、平成30年度（2018年度）に策定した統計に関する官民のコストの削減計画に記載された取組を実施することにより、コストの削減に取り組んでいるところ。 各府省における平成30年度（2018年度）の取組状況については、令和元年度（2019年度）にフォローアップを実施し、統計委員会に結果を報告した。 	実施・検討予定

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	<p>○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度（2017年度）に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。</p>	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。
イ 品質管理の推進等	<p>○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。</p>	各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 評価分科会において、平成28年度（2016年度）統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）（平成30年（2018年）3月）において実施すべきとされた事項のうち、「建築着工統計調査の補正調査の見直し移行期の集計方法」「経済産業省生産動態統計調査の欠測値の補完」「法人企業統計調査の欠測への対応に関する検討」「民間給与実態統計調査の欠測への対応に関する検討」「造船造機統計調査の欠測への対応に関する検討」「自動車輸送統計調査（バス関連）の欠測への対応に関する検討」「自動車輸送統計調査（貨物営業用自動車）の欠測への対応に関する検討」「建築着工統計調査の補正調査の見直し」「賃金構造基本統計調査の欠測への対応に関する検討」及び「菓子工業生産動態統計調査の欠測への対応に関する検討」について、各府省による対応状況に関する審議を行った。 <p>＜統計精度検査（標準検査）について＞</p> <p>各府省のホームページにおける統計に関する情報提供を充実させるため、基幹統計の統計精度に関する情報提供度をスコアリングしている「見える化状況検査」の継続的なフォローアップを前回の同一のスコアリング基準を用いて実施し、一般統計調査についても、見える化状況検査を基幹統計調査に準じたスコアリング基準を用いて実施した。</p> <p>基幹統計及び一般統計調査の見える化状況検査の結果は、令和元年（2019年）8月の点検検証部会で報告を行い、基幹統計調査については、54調査中11調査で改善が見られた。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、毎年度、関係府省における統計の品質保証活動に関する取組状況等について情報共有を行っている。 【総務省（政策統括官）】 基幹統計（国民経済計算）及び一般統計調査について、平成25年（2013年）9月に品質表示及び品質評価に係る実施計画を定め、当該計画に基づき、調査実施部局において、品質保証活動に関する取組を実施している。また、大臣官房において、部局ごとの取組結果を確認し、府内の取組状況について適宜部局と情報共有し、取組内容の改善等を促している。【内閣府】 品質表示及び品質評価について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」等に準じて可能な範囲で実施する体制を維持している。【警察庁】 総務省統計局実施の統計調査について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、表示の見直し及び自己評価を実施し、評価結果の概要を統計局ホームページ上で公開した。引き続き、所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。 また、実施過程の質の評価については、委任・委託先の協力を得て平成30年度（2018年度）から自己評価を実施した。今後も所管する統計について、自己評価を計画的に実施する。【総務省（統計局）】 法務総合研究所においては、一般統計調査である第5回犯罪被害実態（暗数）調査の承認申請に当たり、平成30年度（2018年度）にガイドラインに基づく品質評価事項チェックリストを活用した自己評価を行った。【法務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、財務省が所管する基幹統計及び一般統計調査について統計作成部局による自己評価及び総括部局における二次チェックを実施した。【財務省】 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、文部科学省が所管する基幹統計において自己評価を実施した。【文部科学省】 品質表示については、所管する統計について、各調査の公表の都度見直しを行い、品質表示についての周知や項目内容の充実を図った。品質評価については、予算の概算要求の前に実施予定の統計調査について、自己評価を実施した。【厚生労働省】 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 統計の利活用促進・環境改善 (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報（メタデータ）の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。	総務省	平成30年度（2018年度）末までに実施する。
	○ 政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データ管理施設並びに調査票情報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。	総務省	平成30年度（2018年度）から実施する。
	○ 調査票情報の提供についてオンサイト利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンサイト利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。	総務省、各府省	平成30年度（2018年度）から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査担当課室から独立した部署に統計品質向上グループを設置（令和元年（2019年）7月26日設置）し、農林水産省が実施する基幹統計及び一般統計調査の公表資料について、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づく品質表示となるよう一元的な審査を実施した。 品質評価については、施策担当局庁を構成員とする「農林水産統計の見直し検討会」を開催して、ニーズの適合性、調査の効率性等を踏まえた調査の改善を図った。【農林水産省】 ・ 総務省作成の「品質評価事項チェックリスト」を参考に、「2019年度品質評価事項チェックリスト」を作成し、統計調査実施課室において自己評価による品質評価を実施した。【経済産業省】 ・ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」に基づき、国土交通省が所管する統計について、品質表示の評価及び品質評価を実施した。【国土交通省】 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成30年法律第34号。以下「改正法」という。）の全面施行に合わせ、調査票情報の二次的利用等関連ガイドラインを改正（平成31年（2019年）4月）し、調査票情報のデータ形式のCSV化やドキュメントの定義の明確化等を図った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府共通の基盤としての中央データ管理施設及びポータルサイトの整備について、平成30年度（2018年度）に引き続き、独立行政法人統計センターの年度目標及び年度計画に盛り込み取組を推進することとし、政府統計の総合窓口（e-Stat）内に調査票情報の利用手順や提供対象の統計調査一覧などを掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（mirip o）」を令和元年（2019年）5月1日に開設した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ オンサイト利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に12のオンサイト施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を7府省が所管する計54調査まで拡充を図った。引き続き、オンサイト施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。【総務省（政策統括官）】 ・ 独立行政法人統計センターとの連携や指示に基づいて検討実施。【内閣府】 ・ オンサイト利用に係るシステム基盤の整備として、独立行政法人統計センターへの委託により、令和2年（2020年）1月からオンサイト中央データ管理センターを整備するとともに、オンサイト利用者向け集計システムの開発及びデータ整備を実施【総務省（統計局）】 ・ 統計センターと調査票情報等の取扱いについて調整を行った。【文部科学省】 ・ 令和元（2019）年5月1日からオンサイトの本格運用に参画し、6調査（賃金構造基本統計調査、人口動態調査、就労条件総合調査、薬事工業生産動態統計調査、医薬品・医療機器産業実態調査、国民健康・栄養調査）について登録した。【厚生労働省】 ・ 平成29年度（2017年度）の基幹統計調査の登録に続き、平成30年度（2018年度）は一般統計調査への拡充を図るため、一般統計調査の登録を開始。令和元年度（2019年度）において、23の基幹統計・一般統計調査を登録。【経済産業省】 ・ 一部の統計調査において、オンサイト利用による調査票情報の提供を可能とした。【環境省】 	継続実施

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	○ 総務省におけるオンサイト利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンサイト利用の推進に向けた取組を行う。	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。
	○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。	総務省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。
	○ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつホームページに掲載するなど利用に関する更なる情報提供に取り組む。	各府省	平成30年度 (2018年度)か ら実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法の全面施行により、調査票情報の提供対象が拡大されたことを踏まえ、オンライン利用に係る独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を進め、オンライン利用が可能な統計調査を7府省が所管する計54調査まで拡充を図った。【総務省（政策統括官）】 ・ 独立行政法人統計センターとの連携や指示に基づいて検討実施。【内閣府】 ・ 調査票情報のオンライン利用に係る事務については、改正統計法の施行による調査票情報の提供範囲の拡大に併せて独立行政法人統計センターに改めて委託【総務省（統計局）】 ・ 法人企業統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を実施した。【財務省】 ・ 所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託の準備を進めるなど、オンライン利用の推進に向けた取組を行った。【文部科学省】 ・ 令和元年（2019年）5月1日の統計法第33条の2の施行に合わせて、独立行政法人統計センターへの調査票情報の提供等に係る事務の委託を行った。【厚生労働省】 ・ 毎年、直前に実施した調査票情報を提供。令和元年度（2019年度）から独立行政法人統計センターへの全部委託を実施。【経済産業省】 ・ 環境省で所管している統計調査について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を行った。【環境省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計法施行規則（平成21年総務省令第145号）を改正し、オーダーメイド集計及び匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。これを踏まえ、オーダーメイド集計及び匿名データに係るガイドラインの改正（平成31年（2019年）4月）を行った。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の利便性等の向上のため、令和元年（2019年）5月に「マイクロデータ利用ポータルサイト（miripo）」を開設し、オーダーメイド集計の利用に当たっての要件、作成可能な集計表、費用、利用実績等に関する情報を掲載するなど情報提供の充実を図った。【総務省】 ・ 厚生労働省ホームページに「オーダーメイド集計について」として、利用要件、手数料、対象となる調査の概要及び集計の仕様等を掲載し、情報提供に取り組んでいる。【厚生労働省】 ・ 経済産業省がオーダーメイド集計の提供対象としている経済産業省企業活動基本調査について、対象年次の拡充更新を行った（現在、平成20年（2008年）調査（平成19年度（2007年度）実績）～平成30年（2018年）調査（平成29年度（2017年度）実績））。【経済産業省】 ・ オーダーメイド集計の利用に関する情報を環境省のホームページに掲載し、情報提供に取り組んでいる。【環境省】 	継続実施

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。	総務省	平成31年度(2019年度)末までに実施する。
	○ 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。	総務省	平成31年度(2019年度)末までに実施する。
	○ 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに実施する。
(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	○ 一般統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に係る周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ e-Statについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、ユーザーニーズを把握し、これを踏まえた機能強化を引き続き推進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 諸外国におけるオンデマンド集計の導入状況等に関する調査研究を実施し、有識者の意見も聴取した上で、今後は、我が国におけるオンデマンド型サービスの導入を進めることを前提に、どのような形態が望ましいか、また、どのようなシステムを構築するべきであるかといった点について、具体的な検討を進めていくこととする結論を得た。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 統計法施行規則を改正し、匿名データの利用要件について、新たに官民データ活用推進基本法の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等を追加するとともに、教育目的の利用を高等学校相当まで拡大した。 また、匿名データの提供早期化に向け、統計研究研修所が支援する仕組みを構築し、平成31年（2019年）2月の統計委員会において「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について」（平成27年（2015年）9月統計委員会決定）を改正した。 平成30年度（2018年度）の取組を踏まえ、令和元年度（2019年度）から、匿名化処理基準に基づく匿名データ作成の効率化及び統計研究研修所による技術的な支援により、新たに国勢調査（平成22年及び27年）の匿名データの提供を開始した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が提供する匿名データは、令和元年度（2019年度）末時点で2省所管の7調査（52年次分）であり、令和元年度（2019年度）において2年次分のデータの追加を行った。 また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメイド集計は、令和元年度（2019年度）末時点で10府省等所管の29調査（334年次分）であり、令和元年度（2019年度）において16年次分のデータの追加を行った。 引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 調査票情報を利用した研究成果について各府省からの報告を取りまとめて総務省ホームページに掲載した。 また、改正法の全面施行により、調査票情報を利用して作成した統計若しくは行った統計的研究の成果又はその概要等の公表が義務付けられたことを踏まえ、政府統計の総合窓口（e-Stat）内にこれらの法定された公表事項等を掲載する「マイクロデータ利用ポータルサイト（mirip o）」を令和元年（2019年）5月1日に開設した。なお、令和2年（2020年）4月に当該ポータルサイトを改修し、検索機能を整備する予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 各府省における基幹統計調査及び一般統計調査の結果、業務統計並びに加工統計のe-Statへの登録状況の現状を踏まえ、今後、e-Statへの登録状況の現状を分析し、各府省へ登録業務の徹底を図っていく予定（当該登録状況の現状については、資料編 資料5参照）。【総務省（政策統括官）】 総務省において、各府省の統計データの一部（令和元年度（2019年度）137統計）について、API機能でのデータ利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を実施した。 また、各府省によるデータ整備に係る今後の作業方針と総務省による各府省への支援策について、統計調査等業務最適化推進協議会幹事会において周知した。 【総務省（統計局）】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> e-Statで提供するAPI機能について、CSVによる統計表情報及びメタ情報取得機能の追加などの機能改善を実施した。 行政記録情報に関する項目検索機能に関し、システムへ登録するデータ様式等について、政府統計共同利用システムを運用・管理している独立行政法人統計センターとともに確認、調整するなど、機能追加に向け準備を進めている。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Statの利便性の向上を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計リテラシーの向上	○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申やこれを踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組(無料学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等)を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供及び横展開を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力を行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、関係府省と連携し、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的位置付け、調査票情報等を保護するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 報告者の理解の増進・公平性の確保	○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス-活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づく立入検査等を積極的に行っていくべき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。これを踏まえ、平成33年(2021年)経済センサス-活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。	総務省、経済産業省	平成33年(2021年)経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る。また、実務的な方策について、同調査の実施時期までに結論を得る。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）に実施したe-Statの機能向上に関する調査研究結果も踏まえ、e-Statの操作性に係る課題について、トップページをユーザーが直感的に操作できるようなデザインに変更するなど、機能改修を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> （資料編 資料6参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒向け統計学習サイトの拡充や教員向けセミナーの開催等を引き続き進めている。小中学生向けサイト「キッズすたっと」（平成30年（2018年）6月公開）について、全国の教員を対象とした統計指導者講習会で広報を行った。また、高校生以上向けでは、「統計データ分析コンペティション」を総務省統計局と統計センター等で共催した。このほか、小学生を対象にプログラミングを通じて統計データに親しんでもらうイベント「子ども統計プログラミング教室」を、都道府県等と連携し、前年より開催都市数を拡大して実施した（平成30年度（2018年度）：地方都市7か所→令和元年度（2019年度）：地方都市11か所）。また、統計教育を担う教員の指導力向上を目的に、統計指導者講習会を引き続き開催しているほか、統計研究研修所と滋賀大学が連携協力して、「教育関係者向けセミナー」を引き続き開催している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 広く統計リテラシーの向上に資するため、総務省統計研究研修所と滋賀大学が引き続き連携協力し、データサイエンスセミナーや教育関係者向けセミナーを共催した。また、高等教育機関の研究者の協力を得て、社会人に向けて学習サイト「データサイエンス・オンライン講座」を提供し、「社会人のためのデータサイエンス入門」「社会人のためのデータサイエンス演習」「誰でも使える統計オープンデータ」の各講座を引き続き開講、大学等への広報を実施した。 総務省から、データサイエンス教育のため、課長級職員1名を国立大学特別招聘教授として派遣し、データに基づく政策立案等の研究のため、企画官級職員1名を国立大学准教授として派遣している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県における小学校向け教材を入手しつつ、全国の教員を対象とした統計指導者講習会を通じて、教職員等有識者と連携を取りながら教材の内容について検討を行った。今後、小学校向け教材の作成及び提供を行い、統計調査活動の普及に努める。 また、国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会を通じ、全国の大学向けに配布する学生調査員PR資料を提供した（同資料については都道府県にも共有済）。また、愛媛県及び松山市とともに2大学を訪問し、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例説明を行い、大学と都道府県・市町村との連携促進に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 立入検査等の実施についての具体的方策が検討される際の前提として、立入検査等の実施が想定される統計調査、対象となり得る者、実施主体、手順等についての考え方を検討の上、令和3年（2021年）経済センサス-活動調査の調査実施者（総務省及び経済産業省）と情報共有及び意見交換を行った。【総務省（政策統括官）】 	実施・検討予定

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成33年(2021年)経済センサス-活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなどの取組を行う。	総務省	平成34年度(2022年度)末までに実施する。
	○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の利活用事例等を組み合わせるなど、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(5) 大規模災害発生時等の備え	○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組むとともに、総務省が中心となって、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
4 統計リソースの確保・統計人材の育成 (1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等 ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	○ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計リソースの確保及び活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組む。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年（2021年）経済センサス-活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、令和4年度（2022年度）末までに取組を行う予定。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> アパート・マンション等の共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、国側の窓口を総務省に設置することや、団体との定期的な意見交換（「共同住宅における円滑な統計調査の実施に向けた意見交換会」（第1回：平成30年（2018年）4月25日、第2回：令和元年度（2019年）6月26日開催））、情報提供（情報提供用資料「政府統計のチカラ」第1～3号提供）などを通じて、マンション管理関係団体等との連携強化に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年（2020年）も引き続き、各府省における行動指針の取組状況のフォローアップを行うとともに、地方公共団体における好事例を把握し地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図ることに努める。【総務省（政策統括官）】 平成30年度（2018年度）における訪問調査実施前に、調査概要について、法務省ホームページに掲載し、報告者の理解の増進を図った。【法務省】 経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、SNSを活用して統計情報の提供など情報発信等の取組を実施している。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）3月に各府省に対して、大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、バーチャルフォーラムへの掲載を依頼し情報共有を図ると共に、行動計画が未策定の府省に対しては策定を求めた。【総務省（政策統括官）】 「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を策定した。【総務省（統計局）】 大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、新型コロナウイルス感染症等が発生した場合にも対応できるよう内容を検討中。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）7月の「令和2年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」を踏まえ、各府省において必要な予算・定員を確保した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年（2019年）7月18日に統計委員会から、令和2年度（2020年度）において統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき取組として、「政府統計全体のガバナンスの確立」「国・地方を通じた統計作成プロセスの適正化」「経済統計の改善を始めとする府省横断的・共同的な統計整備」「統計の利活用促進」「人材の確保・育成等を始めとした国・地方を通じた基盤整備」等を含む建議が行われた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度（2019年度）に各府省における統計リソースの確保・有効活用につなげた取組の情報収集を行い、取りまとめ結果を統計委員会に報告した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
イ 地方公共団体との連携・支援	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30・31年度(2018・2019年度)に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメニューや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。	総務省	平成32年度(2020年度)から実施する。
	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)末までに整備し、その後実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ オンサイト利用の推進を含めた調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等について、引き続き必要なリソースの確保に努めているところである。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 試行的に調査手法の見直し、高度化等の取組（調査環境の悪化への対応や統計調査員の高齢化に伴う新たな調査員確保など）を行う都道府県に対して統計専任職員の試行的加配による支援を実施（平成30・令和元年度（2018・2019年度）の各年度5県で実施）し、その取組の効果などの検証を実施した。今後は、その結果について都道府県と共有を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県別表章や地域統計の充実に向けた上乘せ調査の実施などの取組について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援（平成30・令和元年度（2018・2019年度）地方統計機構支援事業 人口流出入の要因に係る分析支援、都道府県景気動向指数作成支援、県民経済計算四半期速報の評価・検証）などを実施した。また、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を実施した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度（2018年度）から、内閣府において物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究を実施しているところであり、その進捗状況を踏まえて検討を進める。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の統計機構においては、派遣元の地方公共団体からのニーズを聴取し、受入ポストの選定や研修プログラムの作成を行った上で、職員を行政実務研修員として受け入れている。また、地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する国の職員を派遣している。 毎年度のブロック別都道府県統計主管課長会議において、人事交流の取組の周知とニーズの把握を行うとともに、各府省に対しても、統計主管課長級等から構成される統計企画会議等の場で、地方統計機構との人事交流の推進を促した。 平成30年度（2018年度）には、地方公共団体の職員10名を国の統計機構で受け入れ、国の統計機構の職員2名を地方公共団体に派遣した。また、令和元年度（2019年度）には、地方公共団体の職員7名を国の統計機構で受け入れ、国の統計機構の職員3名を地方公共団体に派遣した。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 地方公共団体への人的支援等を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
ウ 統計調査員の確保・育成・支援	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資することから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するICTやコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 地方統計機構支援事業において、平成30年度（2018年度）から、地方統計部門への専門家の派遣や技術面の支援（島根県に対し、県民経済計算四半期速報の見直しに伴い作成した推計モデルについて統計的な検証を支援、等）を実施するとともに、他の都道府県に対して技術的支援結果の情報提供を行った。 また、和歌山県にある総務省の統計データ利活用センターにおいて、平成30年度（2018年度）から、地方公共団体における統計データを活用した課題解決の支援等を行っているほか、統計局において「地方公共団体における統計（データ）利活用表彰」を実施し、その表彰事例について様々な方法で地方公共団体に周知・共有を行っている。統計研究研修所においては、地方公共団体で実施した優れた分析事例について、担当者を統計研修の講師として招き、当該事例について講義を行い、地方公共団体の職員への共有を図った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ブロック別統計主管課長会議において、地方と大学の連携における先進事例の情報提供を行った。今後、専門家リストの作成・提供を行い、大学等と地方公共団体との連携を強化を図る。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた地方公共団体における先行的な取組について、これまで、資料収集やヒアリング等を通じて得た情報により検証し、その内容を地方公共団体に配布するとともに、ブロック別統計主管課長会議において取組を促した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する内容を盛り込んだ研修資料を作成、都道府県へ提供し、各地の都道府県別登録調査員研修において登録調査員の能力向上を図った。また、登録調査員中央研修においては、研修参加前に事前にアンケートを実施し、これまでの実査経験で得たノウハウを研修参加者同士で共有を図った。調査員同士の意見交換、また、調査経験が豊富な調査員による講話などを通じて、ノウハウ共有の拡大を図り、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させることに努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県別登録調査員研修において、オンライン調査デモ版の操作研修の中に、タブレット端末を用いた電子調査票の入力実習を追加することで、オンライン調査に関する調査員の説明能力の向上を図った。また、タブレット基礎的操作資料やオンライン調査のメリット等、調査客体への調査協力を得る際に留意する点等を含めた資料等を提供することで、オンライン調査に対する理解増進に努めた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度（2018年度）は、関係府省で実施されているICTやコールセンター等を活用した調査員の支援に資する取組及びその効果、課題等の把握方法について検討を行った。 	実施・検討予定

項 目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 統計人材の確保・育成	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計部門の人材育成に取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る他府省に職員を派遣する。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」にのっとり、統計委員会を中心に、研究者等にとって魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるための情報発信等に取り組むなど、統計部門に若手研究者等を中長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)を目途に結論を得る。
	○ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組むとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようにするなど双方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐え得るようシステムの増強に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・（資料編 資料7参照） ・ 統計研究研修所では、証拠に基づく政策立案（EBPM）における統計の重要性の理解を促進するため、統計専門課程「政策立案と統計」においてEBPMと統計に関する講義を引き続き実施した。 オンライン研修「初めて学ぶ統計」については、各府省・地方公共団体の新規採用職員や政策立案を行う者も新たな対象として教材のリニューアルを行った。 【総務省】 ・ EBPMを推進するには統計部門の専門人材の育成が不可欠であるため、その実現に向け、令和元年度（2019年度）に「統計検定受検料支援制度」を創設した。また、令和2年度（2020年度）には「統計調査士養成研修」の開講実施を計画するなど、統計の専門人材の育成を図ることとしている。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・（資料編 資料7参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・（資料編 資料7参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・（資料編 資料7参照） 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計研究研修所では、研修体系の見直しを行い、統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」と、特定の分野に関する知識を習得する「分野別研修」に整理した。 この中で、全ての公務員を対象としたオンライン研修「初めて学ぶ統計」の改修を令和元年度（2019年度）内に終え、令和2年度（2020年度）から提供を開始する。 統計研修ポータルサイト「統計研修ひろば」を開設し、一部の研修内容について、自由に閲覧が可能な研修教材として令和2年度（2020年度）から提供する準備を行った。今後も、オンライン研修のさらなる充実に向けた検討を進める。 オンライン研修システムについては、受講希望者の増加に対応したシステムの構築を終え、令和2年度（2020年度）から新システムでの運用を行う。 	継続実施

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 統計研究研修所と協力しつつ、高度な統計技術の研究・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的方策を検討し、その実現を図る。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
<p>第4 基本計画の推進 1 施策の効果的かつ効率的な実施</p>	<p>【計画本文記載事項】</p> <p>○ 既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、各府省の幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして、機動的に課題解決に取り組む体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題への対応を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。</p> <p>○ 統計委員会においては、統計法第55条第3項の規定に基づく施行状況報告の審議等を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進する。</p> <p>○ 各府省の統計調査計画の企画・設計における統計ニーズの反映状況や、報告者の負担軽減の状況について、毎年定期的にフォローアップする。また、報告者の声(提案)の募集と、それに対する対応策の公表・対応策の検討状況をフォローアップする。</p>	<p>(各府省)</p> <p>(総務省)</p> <p>(総務省)</p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省から各府省に対し、職員の統計研修受講を促すとともに、毎年度のブロック別都道府県統計主管課長会議において、地方公共団体職員の統計研修受講を促した。こうした取組もあり、統計研修（特にオンライン研修）の修了者数は着実に増加傾向にある。統計研究研修所では、増加する受講希望者に対応するため、大量アクセスを考慮したオンライン研修システムの改修に取り組み、令和元年度（2019年度）に試行実施を行った（令和2年度（2020年度）から本格稼働）。 統計研究研修所では、「統計行政の新生に向けて」（令和元年（2019年）12月24日統計改革推進会議統計行政新生部会）等を踏まえ、研修体系の再構築を行った。令和2年度（2020年度）からは、業務レベル別研修と分野別研修に分けて実施し、全ての公務員を対象としたオンライン研修「初めて学ぶ統計」ダイジェスト版や「統計幹部講座」等を新規開講することとした。 また、総務省において平成31（令和元）年度（2019年度）以降の新規採用職員研修に統計に関する講義を追加するとともに、様々な機会を捉え、今後のオンライン研修の受講を促した。さらに、各府省や地方公共団体からの依頼内容を踏まえ、統計の利用・分析等の専門知識を有する総務省職員を選定し、講師として派遣した。【総務省（政策統括官）】 ・ 統計研究研修所では、オンライン研修「初めて学ぶ統計」の改修を実施したほか、統計実務を総合的に学ぶコースである「統計データアナリスト研修」を令和2年度（2020年度）から試行的に開講するための検討に着手するなど、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図った。【総務省（統計局）】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画に掲げられた施策の推進に関する事項及び統計改革の進展に伴い派生して又は新たに顕在化する課題を始めとする公的統計に係る課題の解決に関する事項について、必要な連絡、調整及び検討を行うことを目的として、平成30年（2018年）6月29日、統計委員会の幹事を構成員とする統計行政推進会議を設置し、同会議に統計委員会の幹事が指定する課長級の職員をもって構成する統計企画会議を置いた。 統計行政推進会議は、令和元年度（2019年度）に2回開催し、統計改革推進会議における検討状況、統計調査におけるPDCAサイクルの推進、総務省におけるOJT研修生の募集、翌年度に実施する統計研修等及び統計分析審査官の活動状況についての各府省間の情報共有等を行った。 統計企画会議は、令和元年度（2019年度）に5回開催し、既存の各種申合せの改定、4つのワーキンググループ（経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループ、PDCAサイクルに関する検討ワーキンググループ、統計業務プロセスワーキンググループ及び組織風土及び職員意識の改革に関するワーキンググループ）の設置等を行った。 ・ 第Ⅲ期基本計画の初年度である平成30年度（2018年度）に各府省が行った取組のうち、統計委員会における委員からの意見を踏まえ、その詳細な確認が必要とされた事項を統計委員会企画部会で審議し、関係府省の取組を評価するものとして平成30年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅲ期基本計画関連分）を統計委員会にて令和元年（2019年度）9月30日に取りまとめた。 ・ （項目第3 - 1 - (3)参照） 	-

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	○ 各府省の政策立案過程総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請に基づく調査審議の結果を、各府省やE B P M推進委員会にフィードバックする。	(総務省)	-
	○ 統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等から構成される統計棚卸チームを設置し、年度ごとに決定する棚卸計画（棚卸対象となる統計等）に沿って、統計棚卸しを実施する。	(総務省)	-
	○ 通常の諮問に係る審議や統計棚卸しの取組とは別に、統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する評価チームを設置し、統計棚卸しでは対応困難な先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。	(総務省)	-
	○ 統計に関する官民コストの削減計画の策定・実施に際して、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視する。	(総務省)	-
	○ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。	(総務省)	-
	○ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的・中立的観点から支援する。	(総務省)	-

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）においては、各府省の政策立案過程総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請はなかった。 ・ 平成30年（2018年）4月に統計委員会に統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等から構成される「統計業務プロセス部会」を設置したが、毎月勤労統計調査の不適切事案を受け、統計業務プロセス部会を発展的に改組した「点検検証部会」を新たに設置し、全ての基幹統計・一般統計調査を対象とした詳細な書面調査を実施したほか、計10回のWGを開催し、全基幹統計のヒアリングを実施した（平成31年（2019年）2月～令和元年（2019年）5月）。 6月27日、点検結果を踏まえ、統計委員会が再発防止策を取りまとめ、総務大臣に建議を行った。 毎月勤労統計調査、最低賃金に関する実態調査など、更に深掘りが必要な個別テーマについては、引き続き点検検証部会で重点審議を実施した（6月～9月）。 9月30日に、統計委員会が提言をとりまとめ、総務大臣に建議を行った。 一斉点検において、承認された調査計画との相違が確認された統計について、改善を推進。各府省の取組状況を取りまとめ、令和2年（2020年）1月23日の点検検証部会において確認・審議の上、1月24日の統計委員会において報告を行った。 ・ 統計委員会に設置された主として統計技術の観点から評価を行う評価分科会において、「建築着工統計調査の補正調査の見直し移行期の集計方法」「経済産業省生産動態統計調査の欠測値の補完」「法人企業統計調査の欠測への対応に関する検討」「民間給与実態統計調査の欠測への対応に関する検討」「造船造機統計調査の欠測への対応に関する検討」「自動車輸送統計調査（バス関連）の欠測への対応に関する検討」「自動車輸送統計調査（貨物営業用自動車）の欠測への対応に関する検討」「建築着工統計調査の補正調査の見直し」「賃金構造基本統計調査の欠測への対応に関する検討」及び「薬事工業生産動態統計調査の欠測への対応に関する検討」について審議を行い、評価や必要な指摘等を行うとともに、欠測値への対応に関する各府省研究成果について、内閣府、総務省・独立行政法人統計センター及び経済産業省から報告を受け、各府省研究成果の共有化を図った。 ・ 官民コストの削減計画において、利用者のニーズを無視した調査の廃止や調査事項の廃止等をしないように注視している。 統計調査の実施、変更又は中止についての統計委員会における審議に際し、総務省の承認審査の状況も踏まえつつ、統計データの利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反する調査の廃止や、調査項目の縮減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視している（統計に関する官民のコストの削減については、項目第3 - 2 - (4) - ア参照）。 ・ （内閣府におけるシェアリング・エコノミーの経済規模の捕捉方法の検討については、項目第2 - 1 - (1) - ウ参照） 資産の活用実態のより適切な把握に関しては、前年度に続いて不動産パネルデータベースの構築及びデータ分析に関する調査研究を実施し、実用化に向けた方法を検討した。 ・ （項目第3 - 1 - (1)参照） 	<ul style="list-style-type: none"> - - - - - -

項 目	具 体 的 な 措 置 、 方 策 等	担 当 府 省	実 施 時 期
	<ul style="list-style-type: none"> ○ E B P M推進委員会が定める「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」（仮称）に関し、E B P M推進委員会の求めに応じて意見を述べること等を通じて、統計等データの利活用の一層の推進を図る。 	(総務省)	-
2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	<p>【計画本文記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民に対する的確な情報提供を行うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を推進する。 	(各府省)	-

令和元年度（2019年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計委員会における審議も踏まえ、平成30年（2018年）4月27日、「統計等データの提供等の判断のためのガイドライン」がE B P M推進委員会で決定された。 平成30年度（2018年度）及び令和元年度（2019年度）においては、E B P M推進委員会からの意見聴取はなかった。 	-
<ul style="list-style-type: none"> ・ （項目第3－1－(3)参照） 	-

第 2 部

【資料編】

民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計の概要(令和元年12月調査)

政府統計コード	統計名	民間企業等が保有するビッグデータ等を活用している統計の概要		活用している民間データの概要		統計作成に活用する際の形態	活用による効果	活用条件、活用に伴う課題・留意点
		統計の目的	民間データの名称	民間データの収集に当たっての経路(法外、協定内容等)	統計作成に活用する際の形態			
0010046	景気動向指数(加工統計)	景気動向指数は、生産、雇用など様々な経済活動の動きを景気に応じて、季節調整し、前年同月比(対前年同月比)として、景気の現状把握及び将来予測に資することを目的とする。	・日経総合指数(4種総合)(株)日本経済新聞社) ・前期加盟(10年)新加盟(連利回り)(日本相互証券(株)) ・中小企業売上見通し(加) (日本証券協会公債) (日本証券協会) (日本証券協会) (日本銀行)	オープンなデータを取得しており、協定等は締結していない	景気動向指数(先行指数の11の項目系列のうち6系列に活用している)	景気動向指数・先行指数は景気に先行して動く指標の特性を有している。マクロデータの動きや、消費・企業のマインドを測るデータは発行先があり、これらのデータを扱うことで景気動向の把握をより適切に行うことができる		
0010049	国民経済計算(最終統計)	国民経済計算は、100年以降の国民経済活動の動きを、国内全体のマクロの経済状況を、生産、分配、支出、資本形成といった側面から体系的に明らかにすることを目的としている。	・民間証券報告書(民間各社経済調査)等	オープンなデータを取得している(一部のデータは別途購入している)	各種業種データのの一つとして活用	他の統計で得られない国民経済計算に必要なデータを補う		
0020073	消費者物価指数(CPI)(加工統計)	物価の動きを時系列別に調査するため	POSデータ	POSデータ保有企業1社から月次で購入している	「パソコン」「スマートフォン」「タブレット」(以下「3品目」と呼ぶ)は、当該データのみに基づいて集計を構成	消費者の消費動向が可視化(代客可能な調査事項は「車庫」調査事項を除く)		
0050029	農林業センサス(農山付地域)(最終統計)	我が国の農林行政に係る政策及び農林業に関する統計調査に必要な基礎資料を蓄積する	・各農林地域の位置情報(地図) ・農林業センサスワーク情報 ・公共交差の時刻表情報	農林業界から各種非公開情報提供の要請を委託し、調査事項の一部を代官する	農山付地域調査の調査事項の一部代替			
0050025	作物統計調査(水稲の作柄調査調査)(最終統計)	我が国の産地及び作物の生産に関する情報を明らかにし、農林行政の基礎資料を蓄積する	人工衛星データ(降水量、地表温度、日照量、植生指数等)	独立行政法人宇宙航空研究開発機構等から人工衛星データ(オープンデータ)を入手し、民間事業者の協力を得て、作物予測に必要なデータとして利用する	水稲の作柄調査調査の調査事項の一部代替	9月1日現在調査期間における職員及び専門調査員の業務調査員(業務委託)は、約1,000名		
0050110	外資系企業動向調査(最終統計)	我が国における外資系企業の経営動向を把握することにより、今後の政策立案に資することを目的としている	外資系企業総覧	外資系企業に係るデータとして、外資系企業総覧(東洋経済新報社)を購入している	統計に係る調査対象企業情報への活用(取上り)の情報は活用していない	前年と今年のデータ比較により、新参入・退出企業の特定が可能となるなど対象企業名付成を効果的に行うことが出来る		
0060080	設備工事業に係る労務時間(加工統計)	電気工事、管工事、舗装工事に関する労務時間を把握することを目的とする	・(一社)日本電気建設協会 ・(一社)日本設備工事工業協会	協カベース(依頼に基づき、データの提供を受けている)	当該データのみに基づいて統計を作成している	調査を行わず統計の作成が可能となる		

資料 2 行政記録情報等の統計作成への活用状況

(行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査結果)

(1) 業務統計の作成状況等

ア 業務統計の作成状況

令和元年 12 月末時点で、行政記録情報等^(注1)を用いて経常的に作成されている統計(業務統計)として各府省等から報告があったものは、表 1 のとおり、合計で 397 件となっている。

このうち、ホームページや刊行物で公表されているものは 395 件であり、「政府統計の総合窓口(e-Stat)^(注2)」に掲載しているものは 111 件となっている。

(注1) 「行政記録情報等」とは、国の行政機関が保有する各種行政記録情報(統計調査によって得られた情報を除く。)や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。

具体的には、個別の法令の規定に基づいて為される申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動(統計調査を除く。)を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

(注2) 「政府統計の総合窓口(e-Stat)」とは、国の行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指し、総務省が中心となって政府全体で運営する政府統計のポータルサイトである。

表 1 業務統計の作成状況等

府省等名	件数	うちe-Statに掲載	府省等名	件数	うちe-Statに掲載
人事院	14(1)	4	文部科学省	30	4
内閣府	6	1	厚生労働省	89	22
警察庁	2	2	農林水産省	37	15
消費者庁	9	1	経済産業省	15(4)	5
総務省	63	15	国土交通省	30	9
法務省	15	12	環境省	26(4)	7
外務省	4	4	防衛省	13	0
			合計	397(5)	111

(注) () 内の数値は、共管統計(複数の府省等が共同で作成する統計)の数であり、共管統計は、共管の府省等にそれぞれ 1 件と計上しているため、各府省等の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

イ 業務統計の e-Stat への掲載状況

111 件の業務統計について、e-Stat への掲載状況は、表 2 のとおりとなっている。

表 2 業務統計の e-Stat への掲載状況

府省等名	e-Statの 掲載件数	うち	うち	うち	うち	うち
		「調査の概要 (統計の 概要)」 の掲載件数	「時系列表」 の掲載件数	「分類項目 ・集計項目 一覧」 の掲載件数	「地域区分」 を掲載すべき 統計の数	「地域区分」 の掲載件数
内閣官房	2	1	1	1	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
消費者庁	1	1	0	0	0	0
総務省	15	6	5	0	2	2
法務省	12	12	8	0	12	11
外務省	4	4	1	0	3	2
財務省	8	7	2	0	4	0
文部科学省	4	4	3	0	1	0
厚生労働省	22	20	11	2	2	2
農林水産省	15	14	12	1	4	3
経済産業省	5	3	3	1	2	1
国土交通省	9	9	3	0	2	0
環境省	7	7	2	0	2	2
合計	111	95	54	5	36	25

(注) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

(2) 統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、表 3 のとおり、合計で 129 件 (107 統計調査) となっている。

表3 行政記録情報等を活用している統計調査

府省名	統計調査数	うち		
		母集団情報の整備	調査事項の代替	欠測値補完、審査での活用等
内閣府	5	4	1	0
総務省	7(2)	6(2)	0	1
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	1
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	30	18	12	5
農林水産省	11	8	6	0
経済産業省	12(2)	12(2)	2	0
国土交通省	34	32	13	0
環境省	5	4	1	0
合計	107(2)	87(2)	35	7

(注1) () 内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

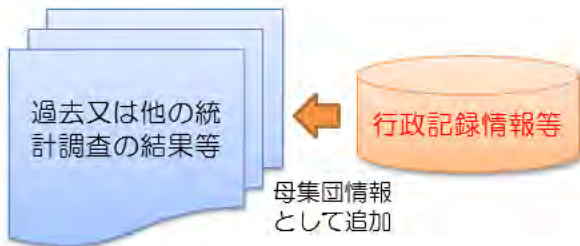
(注2) 統計調査の件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

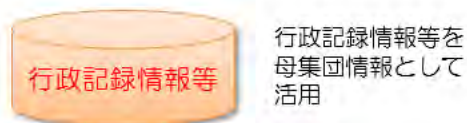
(参考) 統計調査における行政記録情報等の活用形態

【母集団情報の整備】

例1:



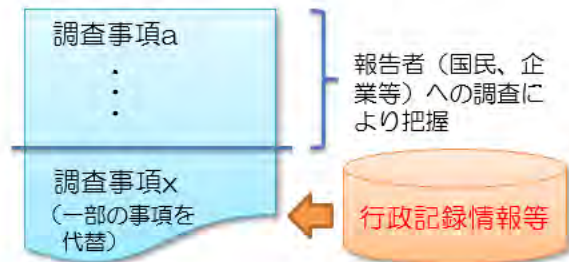
例2:



的確な調査の実施、精度の確保・向上

【調査事項の代替】

例3:



報告者の負担軽減、統計作成の効率化

また、上記 107 統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表 4 のとおりとなっている。

表 4 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	42
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	7
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	42
xyzのうち、2つ以上に該当	16
合計	107

(注) 件数は、統計法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

資料3 オンライン調査の推進状況
(オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ結果)

1 オンライン調査の導入状況

府省等名	統計調査数		オンライン調査導入率 (%)
	(令和元年12月末現在)	オンライン調査導入 統計調査数	
人事院	4	3	75.0
内閣府	15(1)	12(1)	80.0
総務省	25(5)	24(5)	96.0
法務省	2	2	100.0
財務省	9(2)	6(2)	66.7
文部科学省	22(2)	20(1)	90.9
厚生労働省	80(3)	49(2)	61.3
農林水産省	40(2)	38(2)	95.0
経済産業省	33(7)	33(7)	100.0
国土交通省	55(2)	50(2)	90.9
環境省	9	8	88.9
合計	280(10)	232(9)	82.9

- (注) 1 統計調査数は、令和元年12月末現在に回答調査対象数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む)。なお、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。
- 2 ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度のオンライン調査導入状況)

府省等名	平成 30 年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成 29 年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成 28 年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成 27 年度 オンライン 調査導入率 (%)	平成 26 年度 オンライン 調査導入率 (%)
人事院	66.7	50.0	25.0	0.0	0.0
内閣府	66.7	75.0	71.4	80.0	81.8
総務省	88.2	84.2	76.5	71.4	75.0
法務省	100.0	-	-	-	-
財務省	50.0	50.0	71.4	60.0	60.0
文部科学省	90.0	85.7	87.5	94.1	78.6
厚生労働省	66.7	62.5	54.1	48.3	46.2
農林水産省	91.7	94.3	94.4	89.2	79.4
経済産業省	100.0	100.0	97.1	85.3	78.9
国土交通省	92.9	84.8	90.7	77.5	75.8
環境省	85.7	87.5	85.7	81.8	80.0
合計	84.1	80.3	78.8	72.7	67.1

(注) 1 平成 29 年度及び 30 年度のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出（数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。）

2 平成 26 年度から 28 年度のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

3 上記 1 及び 2 のとおり、平成 30 年度以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

2 オンライン調査の主な提供機能の導入状況

府省等名	オンライン調査導入統計調査数	政府統計共同利用システム A	各府省のシステム B	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じたオンライン調査 C	A～C以外の主に電子メールを使用した調査 D	政府統計共同利用システム使用率 (%)
人事院	3	1	0	0	3	33.3
内閣府	12(1)	3(1)	5	1	3	25.0
総務省	24(5)	13(4)	6	1	4(1)	54.2
法務省	2	0	0	0	2	0.0
財務省	6(2)	4(1)	1	0	1(1)	66.7
文部科学省	20(1)	5	4	3	8(1)	25.0
厚生労働省	49(2)	18	10	8	19(2)	36.7
農林水産省	38(2)	20	6(1)	3	16(1)	52.6
経済産業省	33(7)	14(4)	6(1)	0	18(2)	42.4
国土交通省	50(2)	8	11	1(1)	39(2)	16.0
環境省	8	1	1	0	6	12.5
合計	232(9)	82(5)	49(1)	17(1)	112(3)	35.3

(注) 1 統計調査数は、令和元年12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数(5年に1度の周期調査等を含む。)
 なお、各府省で実施している産業連関構造調査については1調査として計上している(産業連関構造調査を実施している各府省等の統計調査数にも1調査として計上)。

2 () 内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数を単純合計しても、合計と一致しない。

(参考：過年度の政府統計共同利用システムの使用状況)

府省等名	平成 30 年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成 29 年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成 28 年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成 27 年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)	平成 26 年度 政府統計共同 利用システム 使用率 (%)
人事院	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
内閣府	28.6	11.1	20.0	25.0	22.2
総務省	35.7	50.0	61.5	80.0	75.0
法務省	0.0	-	-	-	-
財務省	100.0	100.0	60.0	100.0	100.0
文部科学省	22.2	25.0	28.6	25.0	27.3
厚生労働省	40.0	40.0	24.2	24.1	26.7
農林水産省	56.3	54.5	52.9	57.6	59.3
経済産業省	42.4	41.2	38.2	44.8	46.7
国土交通省	12.8	14.3	7.7	9.7	12.0
環境省	0.0	14.3	0.0	11.1	0.0
合計	34.2	37.0	31.2	35.7	38.4

(注) 1 平成 30 年度及び 29 年度のオンライン調査導入率は、当該年度中に実施された基幹統計調査及び一般統計調査に基づき算出（数値の取りまとめ時点で未集計などのためオンライン調査の状況が不詳であった調査を除く。）

2 平成 26 年度から 28 年度のオンライン調査導入率は、統計調査等業務の最適化実施状況フォローアップ結果に基づく。

3 上記 1 及び 2 のとおり、平成 30 年度以前に対象としていた統計調査の範囲は、令和元年度に対象としているものとは異なることから、時系列比較をする際は注意を要する。

資料4 統計関連業務の民間委託の状況

1 統計事務の民間委託の状況

令和元年度に国の行政機関が実施した基幹統計調査及び一般統計調査における統計事務の外部委託状況は表1のとおりであり、215 統計調査中 166 統計調査（全体の77.2%）において、何らかの事務について民間委託を実施している。また、契約方法等の詳細を含む民間委託状況は、表2のとおりである。

表1 令和元年度（2019年度）の府省別統計事務の委託状況

府省等名	統計調査数	委託状況			
		国のみで 実施	委託あり		
			地方公共団体	民間	独法等
人事院	3	0	0	1	2
内閣府	13(1)	0	1	12(1)	0
総務省	18(4)	0	8(2)	15(4)	14(2)
法務省	1	1	0	0	0
財務省	7(1)	2	0	5(1)	0
文部科学省	15(2)	5(1)	4	7(1)	0
厚生労働省	59(2)	3(1)	23	49(1)	7
農林水産省	33(1)	16	4	16(1)	0
経済産業省	32(6)	3	4(2)	29(6)	2(2)
国土交通省	35	3	4	32	4
環境省	8(1)	0	1	8(1)	0
合計	215(9)	32(1)	47(2)	166(8)	27(2)

(注) 1 令和元年度（2019年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。

2 () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

表2 令和元年度（2019年度）の府省別民間委託状況

府省等名	民間委託を行っている統計調査数	調達方式			入札事業者の資格・認証等の設定状況					国庫債務負担行為の利用	委託工程			
		総合評価 落札方式	最低価格 落札方式	随意契約	プライバシーマーク、 JIS Q 15001	ISO9001、 JIS(Q)9001	ISO20252、 JIS(Y)20252	ISMS 又は ISO27001、 JISQ27001、 IEC27001	その他		企画	準備段階・実 査	入力	審査・ 集計
人事院	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
内閣府	12(1)	5	7(1)	1	10(1)	4	3	6(1)	0	2	10(1)	12(1)	10	
総務省	15(4)	10(2)	7(3)	1	12(3)	8(2)	5(2)	8(2)	3	7(2)	15(4)	12(4)	12(4)	
法務省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
財務省	5(1)	1	4(1)	0	4(1)	1	0	4(1)	0	1	5(1)	5(1)	1	
文部科学省	7(1)	1(1)	2	4	3(1)	1(1)	0	3(1)	2	0	5(1)	4(1)	7(1)	
厚生労働省	49(1)	11(1)	31	21	41(1)	10(1)	2	36(1)	3	5	38(1)	45(1)	33(1)	
農林水産省	16(1)	8(1)	8	1	7(1)	4	4	7(1)	3(1)	3	12(1)	14(1)	14(1)	
経済産業省	29(6)	21(5)	8(2)	1	25(5)	11(3)	11(3)	19(4)	9(2)	12(3)	29(6)	29(6)	27(6)	
国土交通省	32	5	21	8	13	4	0	6	4	2	29	29	20	
環境省	8(1)	5(1)	3	2	2	1	0	1	3	1	7(1)	7(1)	7(1)	
合計	166(8)	62(6)	88(4)	40	111(7)	41(4)	23(3)	85(6)	26(2)	31(3)	142(8)	150(8)	124(7)	

(注) 1 令和元年度（2019年度）に実施された基幹統計調査及び一般統計調査を対象としている。

2 () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数を単純合計しても、合計と一致しない。

3 1つの統計調査であっても、調査票により委託状況が異なる場合は、該当する欄にそれぞれ計上しているため、統計調査数と委託状況の各欄の合計は一致しない。

4 「入札事業者の資格・認証等の設定状況」欄の「その他」には、上表に記載した以外の「ISO27017」、「ISO50001」、「ISO14001」、「えるぼし」等の民間事業者において定着している資格・認証等が含まれる。

資料5 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況
(令和元年度)

府省等名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数	公表を行った件数	うちe-Statへの登録件数
人事院	0	0	3	3	0	0
内閣府	1	1	10(1)	9(1)	1	1
総務省	9(1)	9(1)	8(2)	6(1)	5	5
法務省	0	0	2	1	0	0
財務省	2	2	4(1)	3(1)	0	0
文部科学省	3	3	15(2)	15(2)	0	0
厚生労働省	8	8	48(2)	47(2)	1	1
農林水産省	6	6	26(1)	26(1)	11	11
経済産業省	9(1)	9(1)	25(4)	24(3)	8	7
国土交通省	9	9	29(1)	27(1)	5	5
環境省	0	0	8	7	0	0
合計	46(1)	46(1)	171(7)	162(6)	31	30
(参考) 平成30年度の実績	44	44	171(6)	155(6)	21	17

- 注1) 「基幹統計」には、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。
- 注2) 令和元年度に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、産業連関表(内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。
- 注3) 産業連関表については、10府省庁の共同事業であるところ、便宜上、総務省で計上している。
- 注4) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。
- 注5) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
- 注6) 「業務統計」については、資料2に別途記載している。

資料6 調査の概要等のe-Statへの登録状況
(令和元年度)

府省等名	基幹統計				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要(統計の概要)」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	9(1)	9(1)	1	6	2
法務省	0	0	0	0	0
財務省	2	2	0	1	0
文部科学省	3	3	0	0	0
厚生労働省	8	7	5	2	2
農林水産省	6	6	0	6	5
経済産業省	9(1)	9(1)	0	4	2
国土交通省	9	8	8	5	5
環境省	0	0	0	0	0
合計	46(1)	44(1)	14	24	16
(参考) 平成30年度の実績	44	41	15	21	12

- 注1) 本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。
- 注2) 令和元年度に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算(内閣府)、人口推計(総務省)、産業連関表(内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)、生命表(厚生労働省)、社会保障費用統計(厚生労働省)及び鉱工業指数(経済産業省)である。
- 注3) 産業連関表については、10府省庁の共同事業であるところ、便宜上、総務省で計上している。
- 注4) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。
- 注5) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省等名	一般統計調査の結果				
	e-Statの登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概要)」 の登録件数	うち 「分類項目・集計項目一覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 の登録件数
人事院	3	3	0	0	0
内閣府	9(1)	8(1)	0	2	0
総務省	6(1)	5(1)	0	3(1)	0
法務省	1	0	0	0	0
財務省	3(1)	3(1)	0	0	0
文部科学省	15(2)	15(2)	2	3(2)	0
厚生労働省	47(2)	42(2)	9	9(2)	4
農林水産省	26(1)	26(1)	0	17	9
経済産業省	24(3)	22(3)	2	8(2)	5(1)
国土交通省	27(1)	22(1)	5	14(1)	9(1)
環境省	7	7	4	2	1
合計	162(6)	147(6)	22	54(4)	27(1)
(参考) 平成30年度の実績	155(6)	138(6)	16(1)	58(4)	25(1)

注1) ()内の数値は共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の数であり、共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査数等の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

府省等名	加工統計				
	e-Statの登録件数	うち 「調査の概要 (統計の概要)」 の登録件数	うち 「分類項目・集計項目一覧」 の登録件数	うち 「地域区分」を 登録すべき 統計の数	うち 「地域区分」 の登録件数
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
総務省	5	4	1	3	1
法務省	0	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	1	1	1	0	0
農林水産省	11	8	0	1	1
経済産業省	7	7	0	0	0
国土交通省	5	3	4	2	2
環境省	0	0	0	0	0
合計	30	24	6	6	4
(参考) 平成30年度の実績	17	17	2	4	3

注1) 本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

注2) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

資料7 「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」第Ⅱ部 令和元年度フォローアップ
 Ⅰ 令和元年度における新たな取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図って取組を行うこととなっている。令和元年度における各府省の新たな取組は、以下のとおり。

府省名	該当項目	取組事項
内閣官房	2 (1) 能力開発	内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。
人事院	2 (1) 能力開発	人事院人事課主催の統計研修について、令和2年1月28日に実施した（受講者13名）。
内閣府	2 (1) 能力開発 ②	内閣府及び他府省の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要とされる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにするため、それに資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施した。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（SNA）統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法を習得を目的とした研修を実施した。
個人情報保護委員会	2 (1) 能力開発	さらに、EBPMに関して、EBPMにおけるエビデンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、EBPMの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修を実施した。
宮内庁	2 (1) 能力開発	委員会では統計調査を所管していないものの、統計データの分析については政策立案一般において重要なスキルと認識しており、職員の統計リテラシー向上を課題と考えている。
消費者庁	2 (1) 能力開発	そのため、令和元年度においては、当委員会の職員の研修実施計画において新たに総務省統計研究研修所の実施する統計研修を記載し、当該統計研修へ複数の職員の職員を派遣した。また、令和2年度からの新規採用職員について、オンラインによる統計研修の必修化を検討した。
消費者庁	2 (1) 能力開発	EBPMに関する知見の習得や、EBPMに関する課題を認識するため、当庁におけるEBPM担当職員を、関連する研修に派遣した。
総務省	2 (1) 能力開発	消費者庁においては、基幹統計調査、一般統計調査等の統計法に基づく統計調査を実施しておらず、専ら統計作成を行う部署はなく業務の一部として意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を実施した。
総務省	2 (1) 能力開発	令和2年度以降の新規採用職員研修において、統計・EBPMに関する内容の講義を組み込み、本講義の中で総務省において作成する「初めて学ぶ統計」（ダイジェスト版）を活用することを検討している。
総務省	3 外部人材の活用	EBPMに関する研修として外部有識者を招へいし、政策効果を検証するための分析手法について職員向けの講義を実施した。
総務省	1 (1) 採用	総務省統計局では、一般職技術系職員を指す者を対象としてリーフレットを作成し、令和元年度採用活動に活用した。

	2 (1) 能力開発	統計研究研修所では、証拠に基づき政策立案（E B P M）における統計の重要性の理解を促進するため、統計専門課程「政策立案と統計」においてE B P Mと統計に関する講義を引き続き実施した。オンライン研修「初めて学ぶ統計」については、各府省・地方公共団体の新規採用職員や政策立案を行う者も新たな対象として教材のリニューアルを行った。
4	地方統計部門の支援	統計データ活用センターを中心として都道府県や市区町村の政策立案に統計データの活用を促すための取組を引き続き推進した。
財務省	2 (1) 能力開発	企業統計の設計等の分析を中心に、統計全般の分析審査等を行う企業統計分析官を設置（令和2年度～）
文部科学省	2 (1) 能力開発	総務省統計研究研修所実施、統計研修の受講履歴等能力開発に係る情報について、蓄積・管理し、統計人材の配置に活用した。
厚生労働省		<p>E B P Mを推進するため、統計データ作成業務・分析業務に精通した能力の高い人材の確保・育成。政策立案部局における職員の情報活用能力、データ分析能力の向上を図ることが必要である。このため、平成30～令和2年度を期間として、計画的に人材の育成を行うための「政策立案のための能力（統計データ作成・活用・分析能力）の向上に向けた厚生労働省人材育成基本方針」（以下「人材育成基本方針」という。）を策定し、実施している。</p> <p>なお、統計問題を踏まえ、統計に関する認識・リテラシーの向上に関する取組を一層推進するため、令和2年4月1日付で人材育成基本方針の見直しを行った。</p> <p>○人材育成基本方針の見直しの概要</p> <p>1 統計に関する認識・リテラシーの向上のため、以下の必須研修を新設。</p> <p>(1) 全職員及び幹部職員（毎年度受講）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全職員のための統計研修（eラーニング） ・ 幹部職員（指定職）のための統計研修 ・ 統計調査所管課室長級のための統計研修 <p>(2) E B P Mの実践担当職員のための研修（eラーニング）</p> <p>2 統計データ作成・活用・分析能力の向上のため、人材育成計画に基づきスキルレベル別研修に以下の研修を新設。また、総務省が実施する研修を追加。</p> <p>(1) 新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ E B P M基礎研修 ・ E B P M応用研修 ・ 統計法令遵守研修 <p>(2) 追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省統計研究研修所等が実施する研修

農林水産省	2 (1) 能力開発	<p>農業・農村や食品産業を取り巻く環境、農業関連施策の動向・課題、国際的な食料をめぐる事情など、食料・農業・農村政策全般に対する知識を深めるとともに、地方公共団体等からの院生との交流を通じて地方の農業や行政の実態を学ぶことにより、農業政策の企画・立案・実行に必要な知識を習得するとともに、最新の高度なデータ処理・分析やERPの実践に必要な知識及び技術を獲得することとを目的とし、平成31年4月から政策分析力、政策構想力の向上を目的に政策研究大学院大学へ職員を派遣している。</p>
経済産業省	2 (1) 能力開発	<ul style="list-style-type: none"> ・統計の専門人材育成のための統計検定試験支援制度の創設 ・更なる統計リテラシー向上を図るため、各種統計研修の内容の深化
国土交通省	2 (1) 能力開発	<p>当省の統計職員には統計業務の経験が十分でない者も多く、こうした職員の在任期間中における能力向上が課題であることや、統計の品質確保の観点から、統計職員の専門性の向上について「公的統計の総合的品質管理を旨として（建議）（令和元年統計委第3号）」及び「統計行政の新生に向けて（令和元年12月統計行政新生部会）」に記載されていることを踏まえ、総務省統計研究研修所が実施する統計研修等へ参加するよう統計職員に対し奨励し、統計人材の技能向上に努めた。</p>

II 人事交流や外部人材の採用等に関する令和元年度の実績

①統計研修の修了者数
 (IEBPMを推進するための人
 材の確保・育成等に関する方針)
 第II部2(1)②イ・5①関連)

○総務省統計研修所が実施している統計研修(特別コースを除く)の修了者数(名)

	統計入門課程 (オンライン講座)	統計入門課程 (左記以外)	統計基本課程 (本科)	統計基本課程 (左記以外)	統計専門課程
人事院	49	7	0	(オン) 82	1
内閣府	12	4	0	(集合) 1 (オン) 14	1
公正取引委員会	13	5	0	(オン) 9	0
警察庁	14	7	0	(集合) 2 (オン) 18	0
総務省	76	37	2	(集合) 11 (オン) 80	9
法務省	28	10	0	(集合) 7 (オン) 31	3
外務省	2	0	0	(集合) 1	0
財務省	87	64	4	(集合) 21 (オン) 86	10
文部科学省	59	7	0	(集合) 4 (オン) 56	2
厚生労働省	199	3	0	(集合) 1 (オン) 394	0
農林水産省	175	7	1	(集合) 5 (オン) 218	2
経済産業省	45	0	0	(集合) 3 (オン) 55	1
国土交通省	246	10	0	(集合) 10 (オン) 276	9
環境省	6	2	0	(オン) 7	2
防衛省	89	18	0	(集合) 8 (オン) 84	8

○上記表の統計研修の各課程に相当する、各府省独自の研修の修了者数(名)

	統計入門課程 (オンライン講座)	統計入門課程 (左記以外)	統計基本課程 (本科)	統計基本課程 (左記以外)	統計専門課程
内閣府	0	207	0	87	0
財務省	6	49	4	15	7
厚生労働省	172	12	0	180	9
農林水産省	16	0	0	381	82
経済産業省	0	26	12	45	117

※基幹統計調査所管府省のみ。

②統計職員が取得している資格や学位
(「方針」第Ⅱ部2(1)②ウ関連)

	統計検定の合格者数(名)	修士・博士号を有する者(名)
内閣府	4	30
総務省	23	54
財務省	1	1
文部科学省	0	6
厚生労働省	4	18
農林水産省	1	10
経済産業省	13	5

※令和2年3月末時点。

※いずれも、基礎統計調査所管府省のみ。

※「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。

③統計部門における府省間の人事交流
(「方針」第Ⅱ部2(2)①・⑤①関連)

	自府省統計部門への受入	他府省統計部門への派遣
内閣府	13名(総務省より8名、財務省より2名、厚生労働省より1名、農林水産省より1名、文部科学省より1名)	4名(国土交通省へ1名、総務省へ3名)
総務省	15名(内閣府より3名、財務省より2名、厚生労働省より6名、農林水産省より2名、経済産業省より2名)	12名(内閣府へ8名、財務省へ1名、厚生労働省へ1名、農林水産省へ1名、経済産業省へ1名)
財務省	1名(総務省より1名)	4名(内閣府へ2名、総務省へ2名)
文部科学省	-	1名(内閣府へ1名)
厚生労働省	1名(総務省より1名)	7名(内閣府へ1名、総務省へ6名)
農林水産省	1名(総務省より1名)	4名(内閣府へ1名、総務省へ2名、国土交通省へ1名)
経済産業省	1名(総務省より1名)	2名(総務省へ2名)
国土交通省	2名(内閣府より1名、農林水産省より1名)	-

<p>④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学界との交流 (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)</p>	<table border="1"> <tr> <td>大学等の研究機関への人材派遣</td> <td>大学等の研究機関からの自府省統計部門への人材受入</td> <td>大学等の研究機関との共同研究等</td> </tr> <tr> <td>公正取引委員会 総務省</td> <td>7名(大学等の高等教育機関7名) 3名(大学等の高等教育機関へ3名)</td> <td>1名(大学等の高等教育機関から1名) 11件</td> </tr> </table> <p>※各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの。 ※「共同研究」とは、共著論文の執筆や学界での共同発表等。</p>	大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関からの自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関との共同研究等	公正取引委員会 総務省	7名(大学等の高等教育機関7名) 3名(大学等の高等教育機関へ3名)	1名(大学等の高等教育機関から1名) 11件																																					
大学等の研究機関への人材派遣	大学等の研究機関からの自府省統計部門への人材受入	大学等の研究機関との共同研究等																																										
公正取引委員会 総務省	7名(大学等の高等教育機関7名) 3名(大学等の高等教育機関へ3名)	1名(大学等の高等教育機関から1名) 11件																																										
<p>⑤国際機関や海外の統計機関への人材の派遣・交流 (「方針」第Ⅱ部2(2)②関連)</p>	<p>○国際機関や海外の統計機関への人材派遣 延べ46名(国際機関へ24名、その他の海外の統計機関へ22名) ○国際機関や海外の統計機関との交流 統計に関する国際会議の主催1件、統計に関する国際会議への参加会議数43件・参加延べ85名</p>																																											
<p>⑥政府統計部門における外部人材の受入実績 (「方針」第Ⅱ部1(1)④・3①・②関連)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>内閣府</th> <th>総務省</th> <th>厚生労働省</th> <th>経済産業省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">常勤</td> <td>任期付職員法に基づく任期付職員</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>任期付職員法に基づく任期付研究員</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>官民交流法に基づく採用職員(任期付)</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>臨時的任用職員など(任期付)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>行政実務研修員</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>専門職非常勤職員</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常勤</td> <td>客員研究員等(非常勤)</td> <td>11</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他の非常勤職員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>27</td> <td>36</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年3月末時点。</p>		内閣府	総務省	厚生労働省	経済産業省	常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	8	1	-	任期付職員法に基づく任期付研究員	4	-	-	官民交流法に基づく採用職員(任期付)	-	1	-	臨時的任用職員など(任期付)	-	-	-	行政実務研修員	1	-	1	専門職非常勤職員	3	6	-	非常勤	客員研究員等(非常勤)	11	-	-	その他の非常勤職員	-	-	1	合計	27	36	1
	内閣府	総務省	厚生労働省	経済産業省																																								
常勤	任期付職員法に基づく任期付職員	8	1	-																																								
	任期付職員法に基づく任期付研究員	4	-	-																																								
	官民交流法に基づく採用職員(任期付)	-	1	-																																								
	臨時的任用職員など(任期付)	-	-	-																																								
	行政実務研修員	1	-	1																																								
	専門職非常勤職員	3	6	-																																								
非常勤	客員研究員等(非常勤)	11	-	-																																								
	その他の非常勤職員	-	-	1																																								
	合計	27	36	1																																								
<p>⑦国・地方間の人事交流 (「方針」第Ⅱ部4①関連)</p>	<table border="1"> <tr> <td>総務省</td> <td>5名 (北海道・千葉県・東京都・岡山県・長崎県より各1名)</td> <td>3名 (千葉県・岡山県・長崎県へ各1名)</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>2名 (津市より1名、呉市より1名)</td> <td>-</td> </tr> </table>	総務省	5名 (北海道・千葉県・東京都・岡山県・長崎県より各1名)	3名 (千葉県・岡山県・長崎県へ各1名)	国土交通省	2名 (津市より1名、呉市より1名)	-																																					
総務省	5名 (北海道・千葉県・東京都・岡山県・長崎県より各1名)	3名 (千葉県・岡山県・長崎県へ各1名)																																										
国土交通省	2名 (津市より1名、呉市より1名)	-																																										